

第3次四国中央市地域福祉計画

～ みんなで支え合い みんなでつながる まちづくり ～

令和4年度～令和8年度



令和4年3月

四国中央市

ごあいさつ

本市では、平成18年策定の「四国中央市地域福祉計画」から平成28年策定の「第2次四国中央市地域福祉計画」にわたり、社会保障の確保や地域での支え合いにより、誰もが自分らしい生活を実現し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指した取り組みを進めております。また、令和3年9月には四国中央市議会において「四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」が制定され、障がいの有無に関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、学び、生き、共に安心して暮らせる愛ある社会の実現に向けた機運が高まっております。

近年、少子高齢化や人口減少により、従来からの家族構成の変容や、地域コミュニティでの人と人との関係の希薄化が進み、加えて8050問題、育児と介護のダブルケア問題、子どもの貧困、ひきこもりなど、既存の制度の枠組みでは捉えきれない新たな課題が可視化されるようになってきました。

このような社会情勢の変化に対応するため、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現が提唱されました。

本市におきましても、複雑複合化する課題に包括的に対応するため、「みんなで支え合い みんなでつながる まちづくり」を基本理念とし、地域共生社会の実現に向けて、このたび「第3次四国中央市地域福祉計画」を策定しました。

本計画の推進には行政はもとより、地域住民の皆さま、福祉関係者の皆さまとの協働による取り組みが必要となります。地域福祉への一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました地域福祉計画審議会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆さま、福祉関係者の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

四国中央市長 篠原 実



目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

(1) 「地域福祉」とは.....	1
(2) 「地域共生社会」とは.....	1
(3) 社会福祉法の改正.....	2
(4) 「地域福祉計画」とは.....	3
(5) 地域福祉計画に求められるもの.....	5
(6) 地域を取巻く現状.....	6
(7) 圏域の設定.....	8
(8) 計画策定の基本的な考え方.....	9
(9) 福祉関連分野別計画との位置づけ.....	12
(10) 計画の期間.....	13
(11) 関係する福祉分野別計画.....	14
(12) 計画の策定体制.....	22

第2章 地域課題の把握

(1) 課題把握の必要性.....	23
(2) 市民アンケート結果概要.....	23
(3) 福祉関係団体・事業所アンケート結果概要.....	25

第3章 計画の基本理念と基本目標

(1) 計画の基本理念.....	28
(2) 計画の基本目標.....	28
(3) 施策の体系.....	30

第2部 施策の方向性

基本目標 1 つながりを大切にするまちづくり

(1) 地域で支え合う関係づくり.....	32
(2) 自発的な住民参加のための環境づくり.....	35
(3) 地域のふれあいの場と活動拠点づくり.....	37

基本目標 2 健康で暮らしやすいまちづくり

(1) 健康づくりの支援と地域医療の充実.....	40
(2) よりよいサービスが生まれる環境づくり	43
(3) 分かりやすい福祉情報の提供.....	46
(4) きめ細かな相談支援体制の充実.....	49

基本目標 3 安心して暮らせるまちづくり

(1) 安心できるまちづくり	53
(2) 防災・防犯を通じた地域コミュニティづくり	55
(3) 高齢者・障がい者などの移動手段や日常生活支援の充実.....	59
(4) 感染症対策の充実.....	61

基本目標 4 前向きな心が育つまちづくり

(1) 社会参加の促進と就労支援の充実.....	63
(2) 福祉教育・生涯学習の充実	65
(3) 心のバリアフリーの推進	68
(4) 支援が必要な人への対策の推進.....	70
○四国中央市再犯防止推進計画	72

第3部 計画の推進

(1) 地域福祉推進体制の構築	74
(2) 市民・事業者・行政の役割	74
(3) 計画進行管理について	76
(4) 計画の普及・啓発.....	76

資料

地域福祉計画審議会委員名簿	77
地域福祉計画関連条文（社会福祉法より抜粋）	78

第Ⅰ部 総論

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

(1) 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域に住むすべての人が、同じ地域に暮らす仲間として、共に支え合っていく関係をつくることといわれています。

そのためには、地域住民が地域の様々な生活をする上での問題に目を向けて、その課題や解決策をみんなで一緒に考え、お互いの顔が見えるような関係づくりをしていくことが必要になります。そして、この生活上の課題は特定の人たちだけの問題でなく、自分の問題としてとらえ、自らもサービスの受け手であり、担い手でもあるという意識を持ち、地域住民が手を携えて「共に生きるまちづくり」の精神を育てていくことが大切になってきます。

(2) 「地域共生社会」とは

「地域共生社会」とは制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を指しています。

改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携などによる解決が図られることを目指すという「地域福祉推進の理念」が明記されました。

(3) 社会福祉法の改正

地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法が改正されました。
地域福祉計画に関する改正のポイントは下表のとおりです。

改正年度	改正のポイント
<p>平成 30 年 4 月 1 日施行 (平成 29 年 6 月公布)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す「地域福祉の方法」の明記(第 4 条第 2 項) ● 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「包括的支援体制の整備」に努めることの規定(第 6 条第 2 項、第 106 条の 3) ● 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことの努力義務化(第 106 条の 2) ● 地域福祉計画の策定の努力義務化(第 107 条第 1 項) ● 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に対して取り組むべき事項」を定め(第 107 条第 1 項)、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけ ● 定期的に、その策定した地域福祉計画について、「調査、分析及び評価を行うように努める」ことの明記(第 107 条第 3 項)
<p>令和 3 年 4 月 1 日施行 (令和 2 年 6 月公布)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉の推進は、「地域住民が主体」であることの明文化(第 4 条) ● 地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」の追加(第 107 条第 1 項第 5 号) ● 本人や世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行う体制の構築に向けた「重層的支援体制整備事業」の創設(第 106 条の 4)

(4)「地域福祉計画」とは

地域福祉を推進するための基本的指針となるものが「地域福祉計画」です。

「地域のつながり」と「人と人のつながり」を豊かにすることにより、市民一人ひとりが改めて「このまちに住んでよかった、住みつづけたい」と思うことができ、そのために地域社会がひとつとなることの大切さに気づき、「自分には何ができるのか」を考え、行動する第一歩を踏み出すきっかけとなることを目指しています。

改正社会福祉法では、地域福祉計画は地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する本市の福祉行政における上位計画として位置づけられました。

地域共生社会の実現に向けて市町村が地域福祉の推進に関する事項として次の5つの事項が規定されました。(平成30年4月の改正で①⑤が追加、令和3年4月の改正で⑤が改正)

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア. 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ. 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ. 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ. 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ. 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ. 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ. 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク. 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ. 市民後見人等の育成や支援活動、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ. 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ. 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ. 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス. 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ. 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金時の取組の推進

- ソ. 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ. 全庁的な体制整備

②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア. 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ. 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ. サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ. 利用者の権利擁護
- オ. 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ア. 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア. 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ. 住民等による問題関心の共有化への動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ. 地域福祉を推進する人材の養成

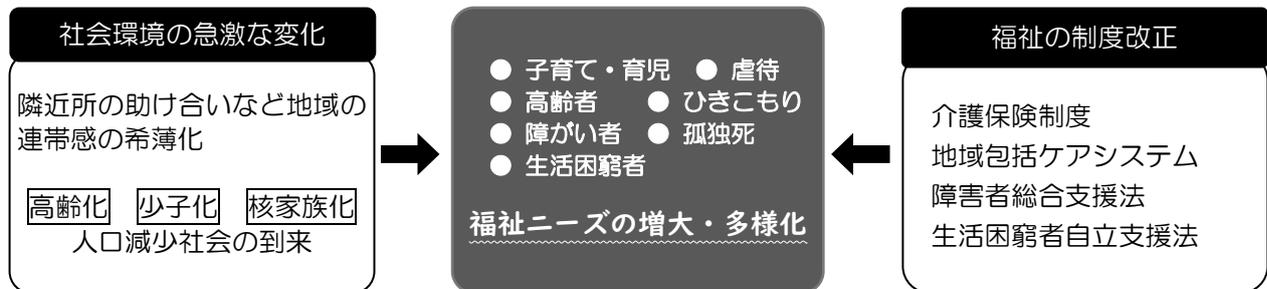
⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- ア. 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- イ. 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ウ. 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

(5) 地域福祉計画に求められるもの

【市民の願い】
誰もが自分らしく、住み慣れた地域で、安心して暮らしたい

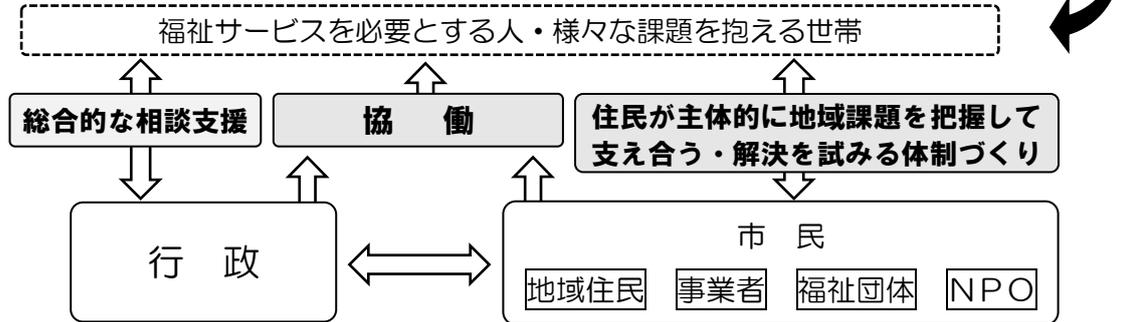
● 福祉を取巻く現状



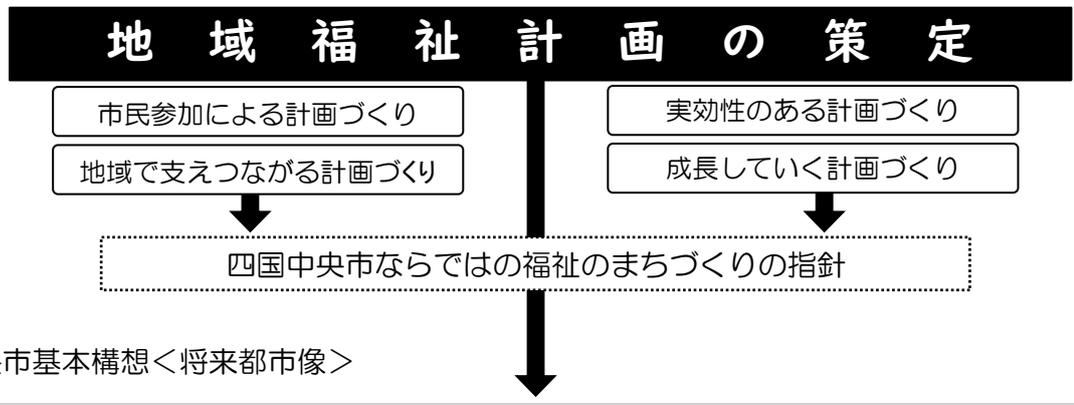
● 従来の福祉の枠組み



● 新しい福祉（地域福祉）の考え方



● 地域福祉推進の基本的指針



四国中央市基本構想〈将来都市像〉

四国のまんなか 人がまんなか ~人を結ぶ 心を結ぶ あったか協働都市~

(6) 地域を取巻く現状

①福祉ニーズの増大・多様化

今日の社会環境は少子・高齢化、核家族化が急速に進み、人口減少社会を迎え、高齢夫婦のみ、高齢者の単身世帯の割合が増えています。さらに家族の規模が縮小し、家族の介護・養育機能が低下しています。

また、住民の生活習慣や価値観が多様化し、自分のことだけに関心を向ける傾向にあり、従来、みられていたような、近所同士の付き合いや助け合いといった場面が少なくなり、地域社会が持っていた「まとまり」や「つながり」が弱まってきています。

さらに、このような状況の中で、8050問題（80歳代の親と収入の無い50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題）、育児と介護のダブルケア問題、子どもの貧困、ひきこもり、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立（令和3年6月）など、既存の制度の枠組みでは捉えきれない、複雑複合化した新たな課題が可視化されるようになってきました。加えて、価値観の変化や子育てに対する経済的な不安などにより晩婚、未婚の割合が増加の傾向にあり、人口減少や家族構成に大きな変革をもたらす要因として危惧されています。

家族や地域の変化は、福祉に関する様々なニーズを増大させ、地域における福祉の在り方を大きく変えようとしています。個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続してゆくことを支援する機能の強化が求められています。

②福祉の地方分権化

国と地方の関係が従来の縦の関係から、それぞれの役割と機能を分担する横の関係に変わりつつあります。

地方のことは地方で、地域住民が自ら地域課題に取り組み、地域の独自性を発揮することが重要な課題となっています。

自分たちの福祉は自分たちで考え、責任を持って決定・行動する。すなわち、自分たちの地域の福祉をつくり出すことができるようになったと同時に、自分たちでつくり出すことが求められている時代へと変わってきています。

③福祉サービス制度の変化

介護保険法が施行されたことをはじめとして、従来の福祉サービスは措置制度から契約制度へと移行し、利用者がサービスを選択し、契約に基づいてサービスを利用する仕組みとなっています。また、各種法制度が整備され、子どもや障がいのある人、高齢者を対象とする福祉サービスが充実してきています。高齢者においては、身近な地域で必要なサービスが受けられるよう地域包括ケアシステムの充実を図っています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）では、これまでの施設支援中心の福祉サービスから在宅・地域生活中心の福祉サービスへと大きく転換し、地域生活における自立を支援するための制度に改正されました。

また、平成 27 年に施行された「生活困窮者自立支援法」は、生活の困窮に至る多様な課題への支援だけでなく、「地域づくり」にも重点が置かれた制度となっています。

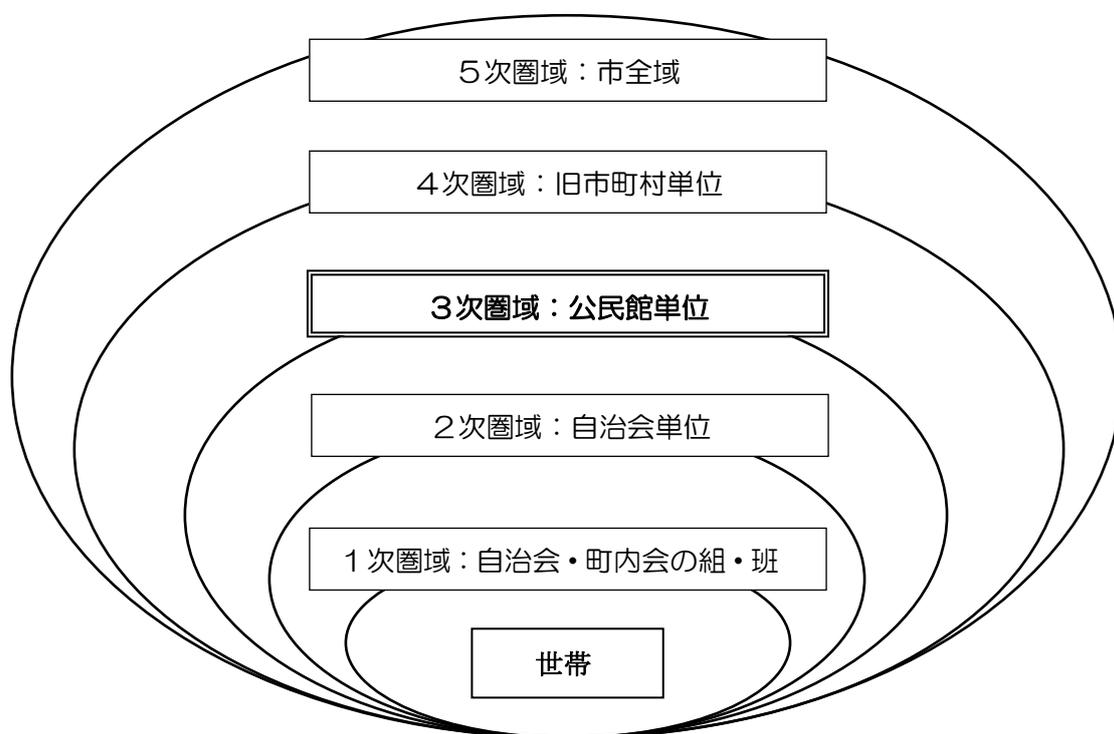
今後は、一億総活躍社会づくりが進められる中、地域のあらゆる住民が役割を持ち、活躍できる地域づくりを実現する必要があります。

(7) 圏域の設定

市は、地域福祉に関する課題に対して、「住民の身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備や相談を包括的に受け止める体制の整備を目指しています。また、市単独では解決が困難な場合は、県と連携して対応する支援体制も検討することが必要となります。

第3次地域福祉計画では、個人や家族で構成される世帯を最小単位とし、圏域の規模に応じて、1次圏域から5次圏域の設定をします。

【圏域の設定】



住民に身近な圏域として

1次圏域や2次圏域の日ごろから隣近所のお付き合いがある関係から市全域まで、各施策の取り組みにより設定される地域も異なりますが、地域福祉活動を推進するために、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備や相談を包括的に受け止める体制の整備を目指すには、小学校区(PTAや愛護班のつながり)と同規模であり、地域福祉で重要な役割を担う地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、また、生活支援体制整備事業や地域コミュニティ活性化事業においても、単位とされている公民館単位を地域福祉活動での基礎単位(住民に身近な圏域)として設定します。

(8) 計画策定の基本的な考え方

①市民参加による計画づくり

計画策定にあたっては、第2次計画策定の際の「計画づくりそのものが地域福祉のはじまり」という認識を継続し、福祉課題やニーズの現状把握から、公募市民・住民団体の代表者、保健・福祉事業関係者などによる地域福祉計画策定委員会の設置や、市民及び福祉関係団体等へのアンケート調査やパブリックコメントの実施など、計画内容に至るプロセスにおいて市民・関係団体・事業者の声を十分に聞き、より密着した課題や潜在化しているニーズを把握するように努めました。

②実効性のある計画づくり

市基本構想、福祉関連法律の理念・目的、その他関係するまちづくりに関連する分野との連携を踏まえるとともに、現在抱えている福祉課題やニーズへの対応、既存・策定中の福祉関連分野別計画との整合性を図りながら、地域として目指す統一的な指針を明確にし、体系づける必要があります。福祉関連分野別計画をつなぎ、横断的な福祉課題の解決に向けた実効性ある計画づくりに努めました。

③地域で支えつなげる計画づくり

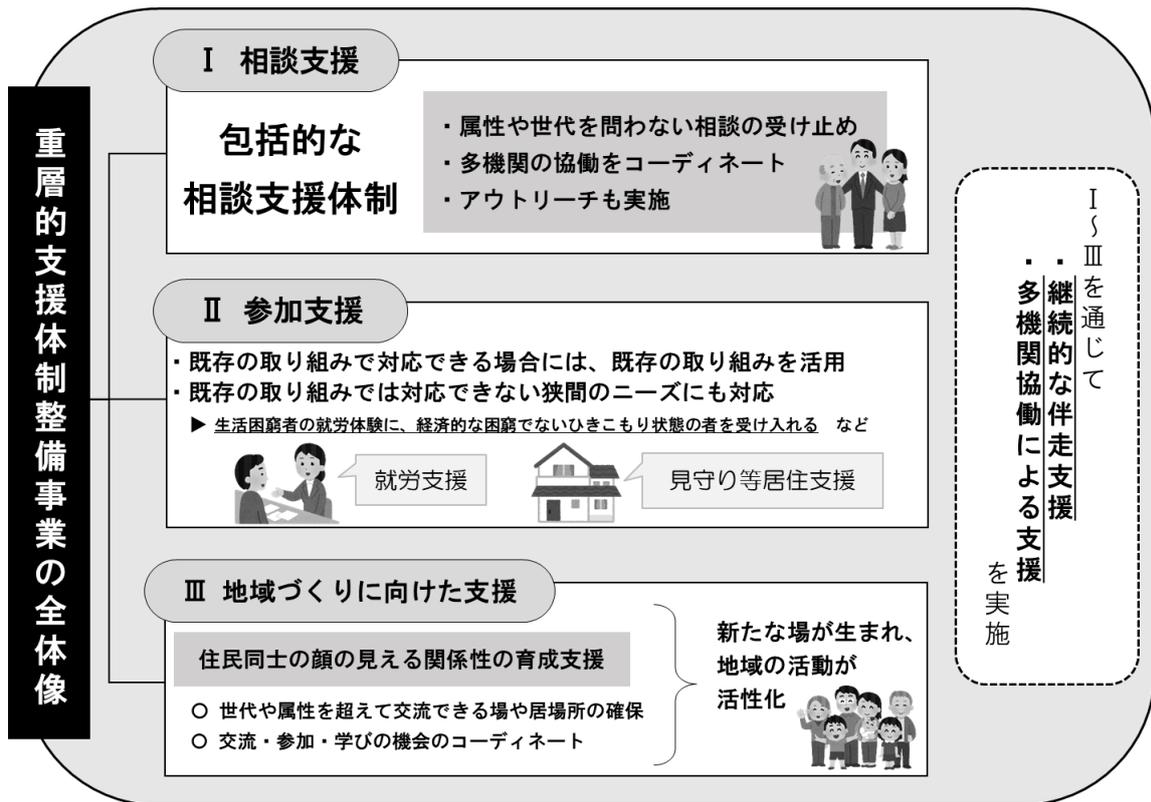
市民との協働の考え方に基づき、地域では自治会や福祉団体、NPO、ボランティアが行う相談・生活支援などの様々な福祉サービスが提供されています。

これからの福祉は高齢者、障がい者、家庭や子育てなど、制度や分野、支える側と支えられる側の関係を超えて地域住民や地域団体などの多様な主体があらゆる分野の活動に参画し、つながることで地域を支える「地域共生社会」の実現が求められています。

改正社会福祉法では、縦割りではなく包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項を盛り込み、地域共生社会実現のため、「重層的支援体制整備事業」を明記しています。

重層的支援体制整備事業は、市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を属性や世代を問わず一体的に実施することを必須としています。本市でも重層的支援体制整備事業を実施し、複雑複合化する福祉に関する様々なニーズに対応する包括的な支援体制づくりに取り組みます。

地域で支え合い、つながることで、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現できる計画づくりに努めました。



【厚生労働省ホームページを参考に作成】

④市民と一緒に考え「成長していく計画」づくり

今回策定した第3次地域福祉計画は、本市の地域福祉推進に向けた基本的指針としてさらに浸透するよう策定しました。四国中央市として各地域が共に18年を歩む中で、私たちは、それぞれの地域を再確認するとともに一つの市として一体感の重要性を見つめるようになりました。本計画は全市統一的な方向性を持っていますが、地域福祉の理念を広く市民に啓発するなかで、多くの市民と一緒に、計画の実行、評価、見直しを確実に行う中で、「四国中央市ならではの地域福祉づくり」を目指していきます。まさに、「成長していく計画」として市民と共に作り上げていきます。

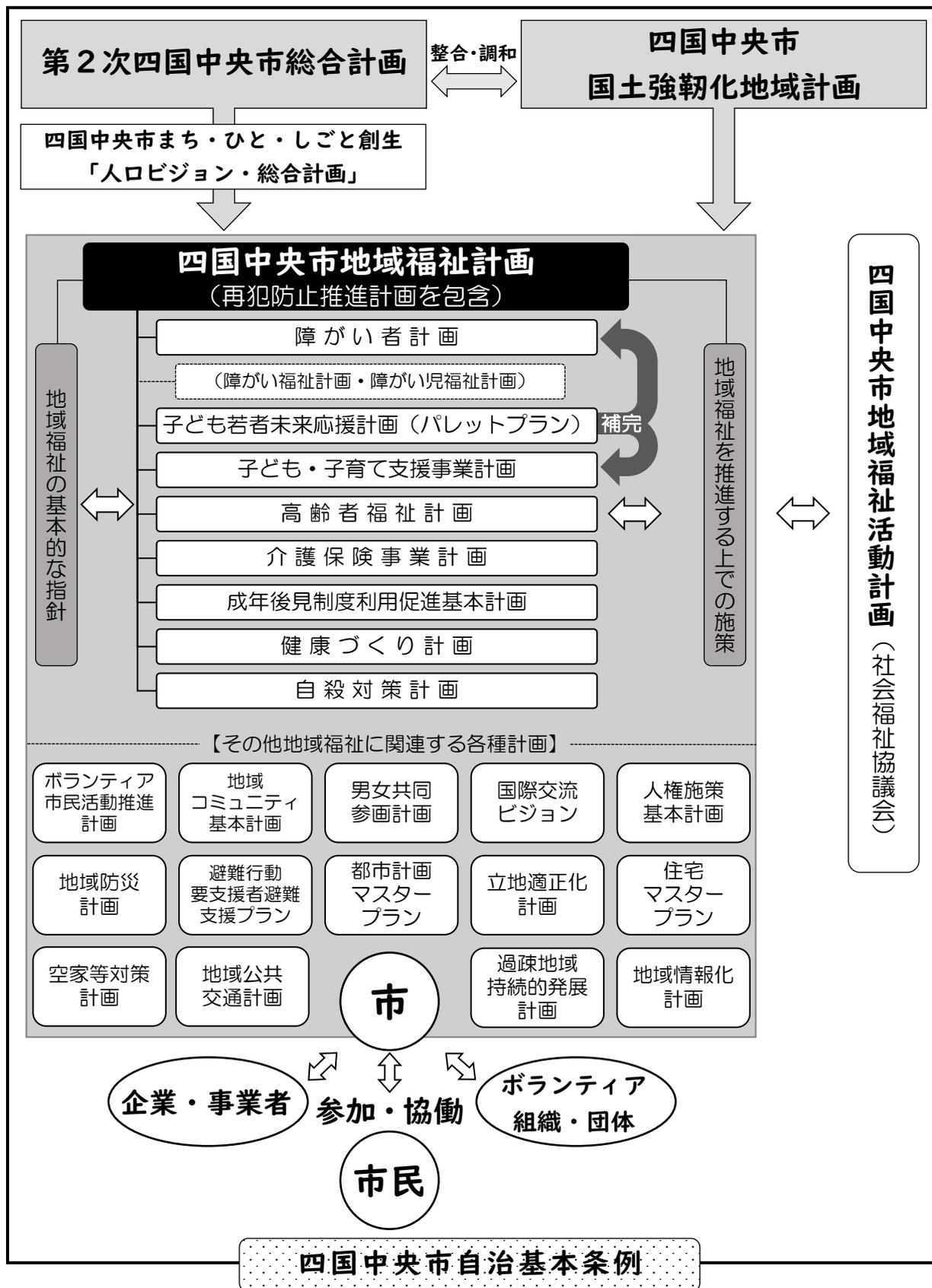
⑤SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

「誰一人取り残さない」SDGsの理念のもと、福祉政策の推進を図ります。



(9) 福祉関連分野別計画との位置づけ



(10) 計画の期間

計画の期間は、5年間（令和4年度から令和8年度）とします。

名称 \ 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
地域福祉計画	第3次										
総合計画	第3次 基本計画										
	前期基本計画					後期基本計画					
障がい者計画	第3次										
障がい福祉計画	第6期	第7期									
障がい児福祉計画	第2期	第3期									
子ども若者未来応援計画（パレット・プラン）	第2期										
子ども・子育て支援事業計画	第2期										
高齢者福祉計画	第8次		第9次								
介護保険事業計画	第8次		第9次								
成年後見制度利用促進基本計画	第2期										
健康づくり計画	第2期										
自殺対策計画	第2期										
地域福祉活動計画※	第4次										

※「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定する活動計画です。市が策定した「地域福祉計画」の理念やビジョンを踏まえつつ、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示します。

(11) 関係する福祉分野別計画

①障がい者計画

- 計画期間 令和4年度～令和8年度
- 基本理念 一人ひとりの人格と個性を尊重しあう、あったかなまちづくり
- 計画概要 障害者基本法に基づき、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、地域住民や各種団体、福祉関連事業者、行政関係機関などが互いに連携・協力して取り組むべき障がい者施策の基本的な計画です。本計画の実施計画として障がい福祉計画、障がい児福祉計画が策定されています。

○計画の体系

分野	重点項目
地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制の構築 ・障がい福祉の基盤整備 ・意思決定支援の推進 ・相談支援体制の充実 ・地域移行支援の推進 ・居住支援 ・レスパイト支援 ・経済的自立の支援 ・地域住民に対する障がい福祉の理解促進 ・医療的ケア児の支援充実
情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい福祉情報の提供 ・意思疎通支援の充実
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防 ・適切な医療、リハビリテーション、ハビリテーション、保健サービスの提供 ・支援体制の充実 ・精神保健福祉の充実
雇用・就労	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な就労支援 ・障がい者雇用の促進 ・障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保

分野	重点項目
福祉人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職員の確保・育成 ・ ボランティア活動の推進
教育・保育・療育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における福祉教育の推進 ・ 特別支援教育の充実 ・ 個別の障がいに応じた教育支援計画の充実 ・ 地域で支える子育て支援の充実
安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設のバリアフリー化 ・ 地域における生活環境の整備 ・ 移動の支援
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策の推進 ・ 防犯対策の推進
差別の禁止・権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいを理由とする差別の禁止 ・ 障がい者虐待の防止 ・ 成年後見制度の利用促進 ・ 行政機関における配慮等
芸術文化活動・スポーツ等の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術文化活動の推進 ・ 障がいスポーツの推進
国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流事業への参加促進のための情報発信

②子ども若者未来応援計画(パレット・プラン)

- 計画期間 令和4年度～令和8年度
- 基本理念 さまざまな個性や特性が尊重され、皆が安心して共に暮らせる地域社会の実現
- 計画概要 四国中央市地域福祉計画を上位計画とし、四国中央市障がい者計画・四国中央市子ども・子育て支援事業計画における、支援が必要な子ども・若者への取り組みを補完する計画として策定しています。

○計画の体系

テーマ	施策
気づき伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関連携によるアプローチ ・5歳児相談のさらなる充実 ・フォローアップの強化
応えつなげる	<ul style="list-style-type: none"> ・相手に合わせた情報の発信 ・自助・共助活動の支援 ・柔軟なケース会議の開催 ・生涯使える支援計画 ・時代に即した相談体制・相談環境の整備
育ち育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・各種専門職の確保・育成 ・支援者ネットワークの構築 ・放課後等デイサービスの充実 ・医療機関との連携強化 ・家族の学習機会の提供 ・特別支援学校との連携 ・不登校児の居場所づくり ・児童発達支援の充実 ・医療的ケア児への支援体制整備
ともにいきる	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな広報戦略の展開 ・理解者の育成、協力者・支援者の輩出 ・pal 制度の充実 ・入所施設充実の働きかけ ・支援基金の活用と呼びかけ ・就労支援機関との連携 ・SDGs の推進 ・利用しやすい交通手段整備の働きかけ
こころ安らぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・余暇活動・交流の場と機会の提供 ・レスパイトケアの充実、ワーク・ライフ・バランス実現への働きかけ ・災害時の直接支援と間接支援

③子ども・子育て支援事業計画

- 計画期間 令和2年度～令和6年度
- 基本理念 笑顔いっぱい！夢いっぱい！いきいき子育てのびのび子育て・親育ち
- 計画概要 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を一体的に策定しています。親や家庭が、楽しく前向きに子育てに取り組み、子どもたちが心豊かに育ち、親も子どもも夢を抱いて、笑顔で過ごせるまちづくりを目指します。

○計画の体系

基本目標	推進施策
地域で支える 子ども子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期の教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実 ・ 地域における子育て支援サービスの充実 ・ 子育て支援ネットワークづくり ・ 相談支援機能の充実 ・ 特別の支援が必要な児童への取り組みの推進 ・ 仕事と子育ての両立支援 ・ 少子化対策としての婚活事業等の推進
子育ての悩みや不安を 解消する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや母親の健康の確保 ・ 命を大切にし思いやりのある子どもの育成 ・ 小児医療の充実
子どもと子育て世帯が 安心して暮らせるための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てを支援する生活環境の整備 ・ 子どもを犯罪被害や交通事故から守るための活動の推進
心豊かで逞しい成長を 促す教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「知育」「徳育」「体育」のバランスのとれた学校教育づくり ・ 「食育」の推進 ・ 家庭や地域の教育力の向上

④高年齢者福祉計画・介護保険事業計画

- 計画期間 令和3年度～令和5年度
- 基本理念 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしつづけることができるまちづくり
- 計画概要 老人福祉法に基づく老人福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したものです。誰もが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳を持って暮らすことのできる社会の実現を目指します。

○計画の体系

主要施策	施策
地域包括ケアシステムの 深化・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの運営の充実 ・地域ケア会議の推進 ・生活支援体制整備事業の推進 ・在宅医療・介護連携の推進 ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・普及・啓発・予防の推進 ・適時・適切な医療・介護等の提供 ・認知症の人の介護者への支援 ・認知症バリアフリーの推進
介護予防の充実と市民に よる自主的活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防施策の充実 ・生活支援サービスの充実 ・高齢者の社会参加と生きがいづくり
安心して暮らすことが できる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り支援体制の充実 ・権利擁護の推進 ・防災体制の強化 ・感染症対策の充実 ・ニーズに応じた施設・住まいの支援
介護保険制度の 円滑な運営・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの基盤整備と供給量の確保 ・リハビリテーション提供体制の整備 ・介護サービスの質の確保・向上 ・介護人材の確保 ・介護保険制度の円滑な運営

⑤成年後見制度利用促進基本計画

- 計画期間 令和2年度～令和6年度
- 基本理念 市民生活に密接する重要な成年後見制度についての施策の推進
- 計画概要 成年後見制度の利用の促進に関する法律及び、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、認知症や知的障がい、精神上的の障がいによって判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守るため、成年後見制度の利用促進を図ります。

○計画の体系

基本目標	取り組み内容
利用者がメリットを実感できる制度の運用	<ul style="list-style-type: none">・制度の利用しやすさの向上・利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実
地域連携ネットワークの構築等、実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・後見人等の担い手の確保
制度の普及啓発と不正防止	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の広報・啓発活動の強化・不正防止の徹底

⑥健康づくり計画

- 計画期間 平成27年度～令和6年度
- 基本理念 誰もがすこやかに生き生き暮らせるまち
- 計画概要 健康日本21（第2次）、えひめ健康づくり21を踏まえた計画であるとともに、次世代育成支援行動計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、食育推進計画などとの整合性に配慮しながら、一体的に取り組みを推進する計画として策定しています。一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むとともに、市民、学校、地域、職域、行政などが協働して健康づくりを推進していきます。

○計画の体系

分野	重点項目
<p>食生活 ～おいしく楽しく バランスよく～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の朝食摂取率の増加 ・毎日野菜を一皿プラス ・地元の食材を楽しもう
<p>運動 ～+10（プラステン）で アクティブライフ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の生活スタイルに合った運動を継続することの大切さについて伝える ・運動習慣がある人の割合を増やす ・成人肥満者を減らす ・自分の適性体重を知り、体重コントロールの重要性を伝える
<p>歯の健康 ～めざせ8020 歯っぴいライフ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の歯科検診の受診率向上を目指す ・歯の健康に関する知識を普及し、食後歯みがきをする人を全体的に増やす ・歯周疾患が生活習慣病と関連性があることを知っている人を増やす
<p>たばこ ～たばこNO！自分もみんなも肺クリーン～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をやめたい人がやめられるよう、働きかけを行う ・受動喫煙が機会が減るよう、受動喫煙の及ぼす健康への悪影響について普及啓発を行い、分煙を推進する ・妊娠中の喫煙をなくす ・未成年者の喫煙をなくすように働きかけを行う
<p>こころの健康 ～こころいきいき！ 健やかライフ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康について理解する ・自分のこころの健康状態を知り、不調に対し早めに対応できる ・周囲の人のこころの健康に関心を持ち、声かけができるようになる
<p>飲酒 ～ほどほどに、お酒と上手におつきあい～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日飲酒する人の割合を減らす ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減らす ・妊娠中に飲酒する人の割合を減らす

⑦自殺対策計画

- 計画期間 令和元年度～令和6年度
- 基本理念 誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指して
- 計画概要 自殺対策基本法に基づき、市が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員し、全庁的な取り組みとして自殺対策を推進することで、「誰も自殺に追い込まれることのない四国中央市」の実現を目指します。

○計画の体系

基本施策	施策
地域におけるネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内におけるネットワークの強化 ・ 市外におけるネットワークの強化 ・ 特定の課題に関する連携・ネットワークの強化
自殺対策を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲートキーパー養成講座の実施 ・ 支援の方法等に関する研修
市民への啓発と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント等の機会を活用した計画 ・ リーフレット・啓発グッズの作成と周知 ・ メディアを活用した啓発活動 ・ 地域や家庭と連携した啓発活動
生きることの促進要因への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援 ・ 居場所づくり ・ 自殺未遂者への支援 ・ 遺された人への支援 ・ 支援者への支援
児童生徒の SOS の出し方に関する教育と若年層対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ SOS の出し方に関する教育の推進 ・ 若年層が「相談しやすい」相談窓口の周知 ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進する ・ 義務教育期間終了後から就職までの期間における、一貫した支援の推進

(12) 計画の策定体制



第2章 地域課題の把握

(1) 課題把握の必要性

地域福祉計画を策定するにあたり、近所付き合いや地域活動への参加状況等の実態及び市民、団体等の考え方や意識の傾向を把握し、市民と福祉関係者、行政がお互いに協力しながら今後の地域福祉の在り方を検討する上での基礎資料とするため、市民アンケート調査、福祉関係団体・事業所アンケート調査を実施しました。

(2) 市民アンケート結果概要

- ・調査期間：令和3年2月1日～2月15日
- ・調査対象者：16歳以上の市内在住者（無作為抽出）
- ・標本数：1,300人
- ・配布方法：郵送

調査対象者	調査対象者数 (標本数)	回収数	有効回収率
市民アンケート	1,300	730	56.2%

①回答者構成及び近所との関わりについて

アンケートに回答された方の約7割が、四国中央市出身者です。世帯構成としては、二世帯同居（親と子）が約半数を占めています。

地域との関わりを中心に質問したところ、近所付き合いの程度について、あいさつをする程度や、ほとんど近所付き合いをしていないと回答した人が6割を超えました。そのような状況において、今の近所付き合いの満足度については、満足している、または、やや満足していると回答した人が8割近くを占める結果となりました。満足している理由としては、地域住民と適度な距離感を保てていることをあげる記述が多く見られます。

②地域活動について

自治会やPTAなど、自分の住む地域の活動に参加しているかについては、よく参加する、または、ときどき参加すると答えた人は35%にとどまりました。

よく参加する、または、ときどき参加すると答えた人のうち、具体的には、清掃活動と自治会・町内会活動に参加する人が割合的に多く見受けられます。あまり参加しない、または、参加したことがないとの回答については、その理由として、仕事や家事で忙しいことや、どこでどのような活動をしているのか分からないことが多くを占めました。

③悩みや不安、その相談先について

自分や家族の健康状態に関しての悩みや不安を抱えていると回答した人が約6割おり、最大となっています。また、属性別に見ると、最も悩みや不安を抱えているのは中年世代の女性という結果が出ました。

福祉や介護、保健医療に関して困ったことがあるとき、その相談先として、家族・親族がいちばん多くあげられました。そのほか、行政機関窓口や、病院などの医療機関などを、相談先として考えている人がいました。

日常生活が不自由になったとき、地域の人にしてもらいたいこととしては、声かけなどの安否確認が最大となった一方で、特にないと回答した人が約3割いました。また、すべての世代において、女性の方が、男性にくらべて、話し相手や相談相手を求める傾向がみられるなどの結果も出ています。

④福祉サービスについて

四国中央市内にて提供されている福祉サービスや介護の満足度については、よく分からないと回答した人を除き、どちらともいえないが半数を占め、やや満足及び満足がそれに続きました。なお、満足の割合は年齢とともに高まる傾向がみられるなどの結果も得られました。

福祉に関する制度やサービスの情報源については、広報が最大を占めました。他方、手引きやパンフレットは7%にとどまる結果となりました。また、高年世代ほど広報や社協だよりなどの印刷物が、若年世代ほどインターネットが情報源となっており、世代ごとで主に用いられるツールが情報源となっていることが傾向としてみられました。

⑤福祉に関する考え方について

福祉に関する考えを質問したところ、全体の傾向として、行政と地域住民が協力し合うことが必要と考えた人が6割を超えて、最大となりました。

(3) 福祉関係団体・事業所アンケート結果概要

- ・調査期間：令和3年7月～令和3年9月
- ・調査対象者：市内の福祉関係団体・事業所
- ・標本数：74件
- ・配布方法：郵送・メール

調査対象者	調査対象者数 (標本数)	回収数	有効回収率
団体・事業所アンケート	74	52	70.3%

① 団体・事業所（以下、「団体等」という）の分野

福祉に関しての地域意見を広く聴き取るため、高齢者関係、障がい者関係、子ども関係のほか、生活困窮関係や更生保護関係の団体等にアンケート調査を行いました。

② 運営上の課題について

それぞれの団体等における課題として、人手不足・人材不足が最も多くあげられています。続いて、予算・資源不足や高齢化が課題としてあげられました。また、分野別に見れば、アンケートに回答した地区社協すべてが、個人情報保護による活動の制約を課題としてあげています。

③ 地域住民との交流について

地域住民が参加できるイベントを開催するなど、地域住民との交流を図っているかどうかについては、積極的に交流している、または、交流していると回答した団体等が全体の約7割を占めています。特に、地区社協が積極的に交流しているとの認識を有しており、地域住民との近さが反映されています。

地域住民の行事や集まりへの参加・不参加についても、約7割が積極的に参加している、または、参加していると回答しています。

④ 地域課題、ニーズの把握及び地域における役割について

地域の抱えている課題や住人のニーズを把握しているかどうかについては、積極的に把握している、または、把握していると回答した団体等が約6割で、あまり把握していないが約35%となりました。

地域福祉においてどのような役割を担うことができるかについては、関係機関との連携・情報共有が約2割で最も高く、高齢者等への見守りや声かけが約15%、地域住民が

交流する場所や機会の提供が約13%と続きました。高齢者及び障がい者関係の団体等においては通院や買い物の手助けが、生活困窮関係の団体等においては就労支援が割合的に最大となり、それぞれの団体等の特色を反映する結果もみられました。

⑤他の団体や公共団体などとの交流や協力について

現在、アンケートを回答した団体等が交流や協力を図っている対象として、学校や教育関係の団体が割合として最大となり、次に、市役所・市社会福祉協議会、民生委員・児童委員が並びました。なお、「その他」の選択肢には、地域防災士会や地域包括支援センターなどが記載されていました。

今後、交流や協力を図っていく対象としては、ボランティアグループ・団体が割合的に最大となり、次に、生活関連サービス提供者（郵便・金融・小売業など）、保護司会・更生保護女性会が並びました。

交流・協力の内容としては、現在行われているものとして、活動に関する情報交換が約3割で最大となりました。また、今後行っていきたいものとしては、研修や学習活動を共同で実施及び事務所を共同で設置するなど運営面での協力が約27%で最大となりました。

⑥地域での福祉活動を活性化させるために必要な取り組みについて

全体の傾向として、隣近所の住民同士の普段からの付き合い及び高齢者や子どもなど地域の見守りが必要な方への日常的な声かけが、割合としては上位となりました。属性別にみると、地区社協が高齢者や子どもなど地域の見守りが必要な方への日常的な声かけを、更生保護関係団体が多種多様な人を受け入れる社会づくりを必要と考えている割合が高く、それぞれの活動内容を反映した傾向がみられる部分もありました。

⑦これからの地域福祉の推進のあり方、団体等として力を入れていきたい活動

福祉関係団体・事業所アンケートの最後に、これからの地域福祉のあり方や、団体・事業所として、これから力を入れていきたい活動などを、記述式で回答を得ましたので、団体・事業所の分野ごとに、主な意見をまとめました。

団体等の分野	主な意見
高齢者関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校に福祉の授業を導入する（講演に行きます、との回答もあり） ・ 在宅での一人暮らしの方の支援を推進したい
子ども関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の高齢者との交流ができる場を提供したい ・ 地震等の災害時に地域の方と協力できる体制の構築していきたい ・ 子育てで支援が必要な家庭等にファミリーサポートなどの活動等の周知が必要
障がい者関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広い福祉人材の育成が必要（障がい者や高齢者だけでなく、誰にとっても役に立つときがあるため） ・ 高齢の障がい者も増加していることから、高齢、障がいサービスでサービスに分けることなく、横断的に利用することで、サービスの狭間にいる方を支援したい
社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉課題の解決に向けた重層的・総合的な相談支援体制の必要性から、幅広い地域福祉に対応できるネットワークづくりが重要 ・ 福祉・介護の職に就く人以外にも、地域での福祉活動に携わる人の育成や、学校での福祉教育の充実により、幅広く若い時からの福祉マインド熟成が必要
地区社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会や民生委員との更なる協力強化をしたい ・ 公民館活動への協力を通じた住民とのふれあいを深めたい
生活困窮関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもりの方について、家以外の居場所や生きがいづくり、就労に結び付けることが必要 ・ 支援が行き届いていない人に対する、積極的な働きかけ（アウトリーチ）を検討している
更生保護関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑務所出所者など社会的に排除の対象となりやすい者等が気軽に相談できる窓口の設置が必要 ・ （更生保護団体の運営について）会員の高齢化及び若者の無関心により、特定の人たちだけの更生保護活動が続いている

第3章 計画の基本理念と基本目標

(1) 計画の基本理念

すべての人が安心して健康でいきいきとその人らしい生活を送ることができ、誰もが困ったときお互いに支え合い、助け合うことのできるまちづくり、「市民一人ひとりのしあわせづくりの応援」を地域の力で支えていくことを目指します。

このため、誰もが生きがいと喜びを感じ、いきいきと笑顔あふれる「人がまんなか」のまちづくりを進めるため、基本理念を次のように定めます。

「みんなで支え合い みんなでつながる まちづくり」

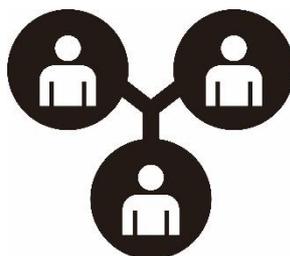
(2) 計画の基本目標

基本理念の達成に向けて、次の基本目標を掲げ、協働により地域福祉の推進に取り組んでいきます。

I つながりを大切にするまちづくり〈支え合い・住民参加・活動拠点〉



支え合い



住民参加



活動拠点

II 健康で暮らしやすいまちづくり<健康・サービス・情報・相談>



健康



サービス



情報



相談

III 安心して暮らせるまちづくり<バリアフリー・防災・防犯・移動手段>



バリアフリー



防災・防犯



移動手段

IV 前向きな心が育つまちづくり<社会参加・福祉教育・生涯学習・人権>



社会参加



福祉教育

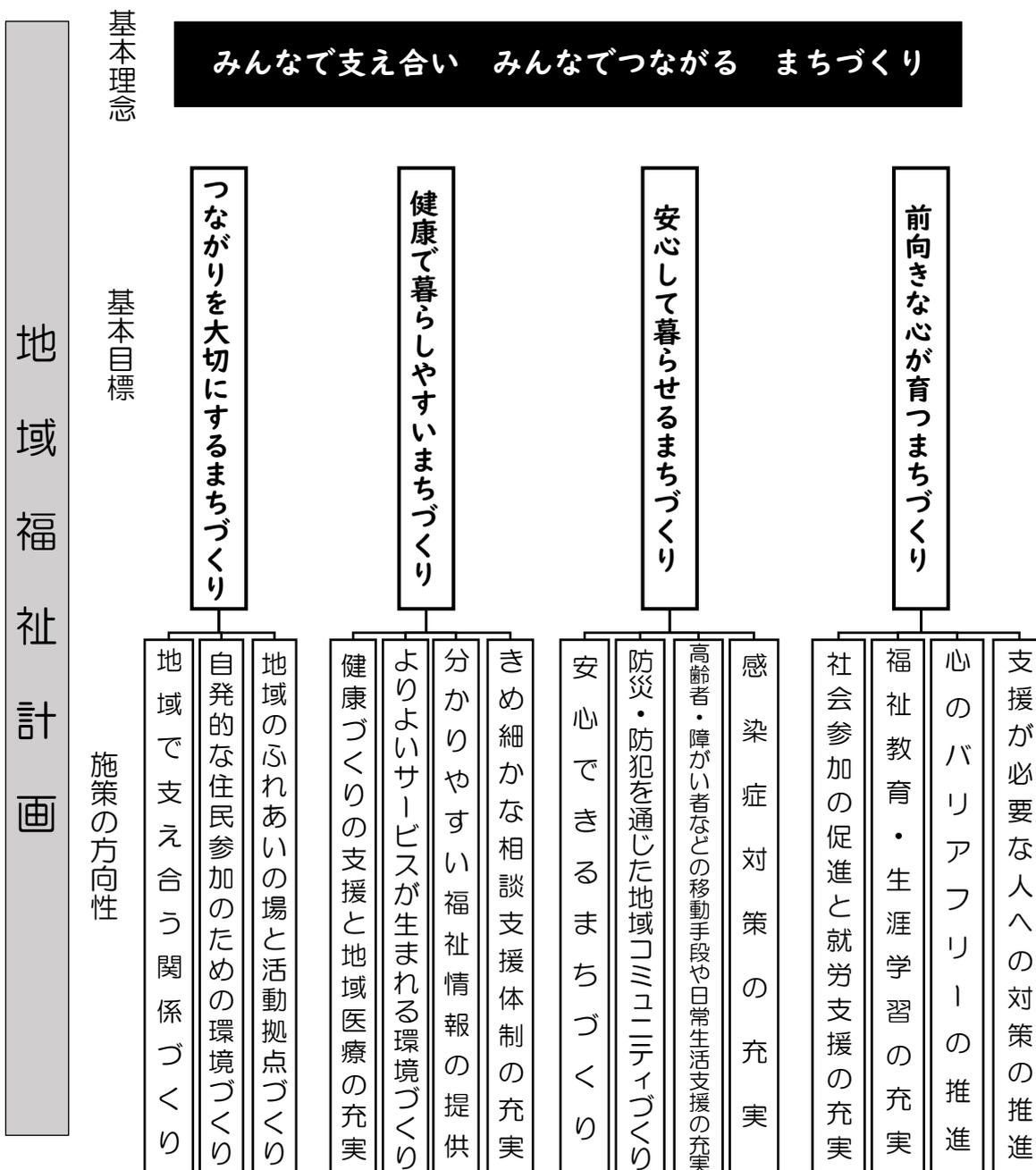
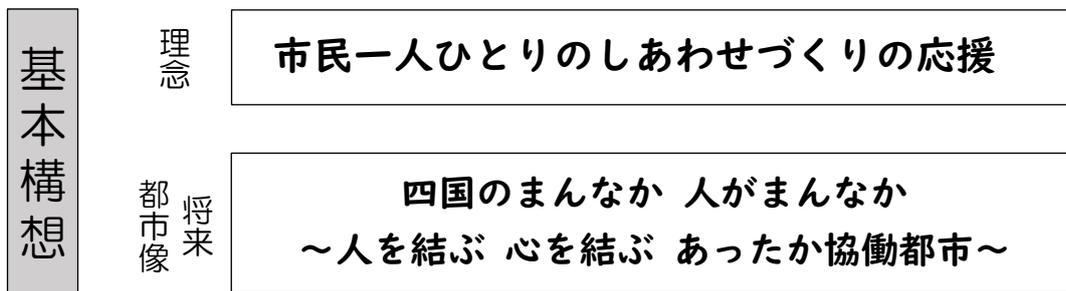


生涯学習



人権

(3) 施策の体系



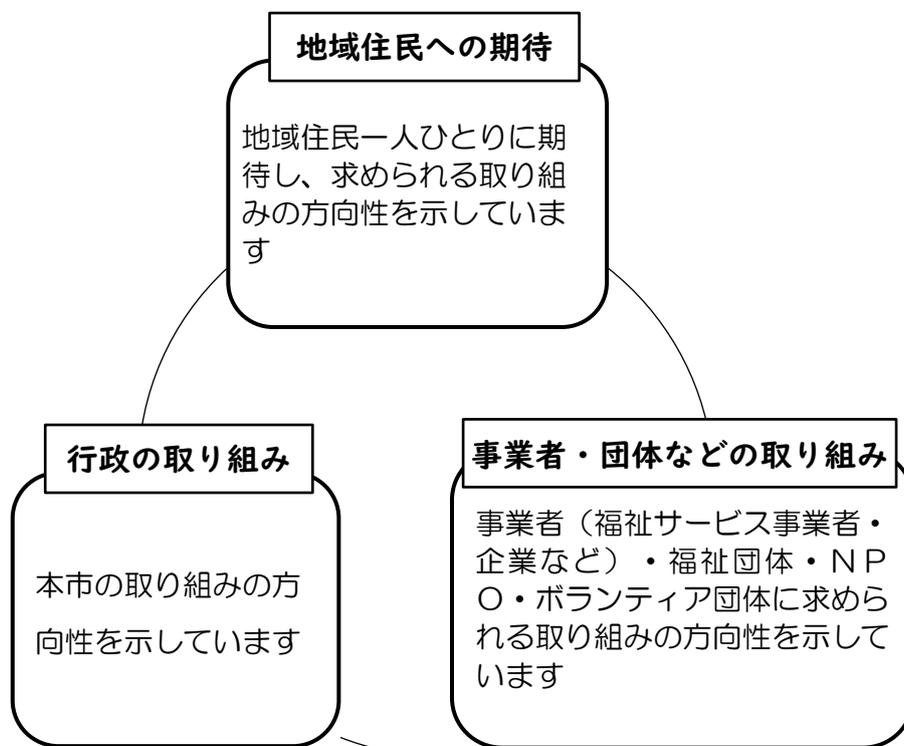
第2部 施策の方向性

次の4つを本計画における基本目標とし、計画の推進を図ります。

- 基本目標1 つながりを大切にするまちづくり
- 基本目標2 健康で暮らしやすいまちづくり
- 基本目標3 安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標4 前向きな心が育つまちづくり

第2部では、地域福祉を推進していくうえで、基本目標及び施策毎に、「現状と課題」「施策の方向性」などを示しています。

これらの取り組みは「市民の取り組み（地域住民への期待・事業者・団体などの取り組み）」と「行政の取り組み」が協働して推進していくことが求められています。



基本目標 1 つながりをお大切にするまちづくり

「つながりをお大切にするまちづくり」を図るために、次の施策を推進します。

- (1) 地域で支え合う関係づくり
- (2) 自発的な住民参加のための環境づくり
- (3) 地域のふれあいの場と活動拠点づくり

(1) 地域で支え合う関係づくり

① 現状と課題

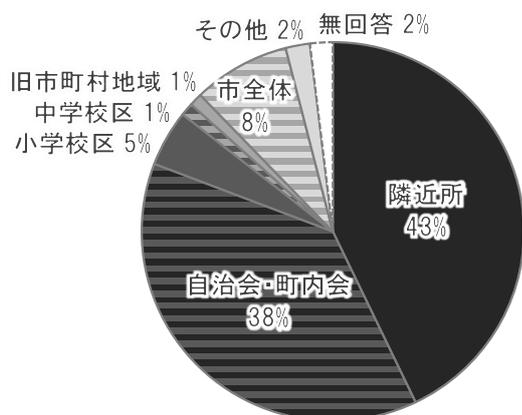
○市民の声から

市民アンケート調査の結果をみると、助け合える地域の範囲は、隣近所や自治会などと考えている人は8割近くを占め、「住みよい地域にするためには、地域の人たちとの付き合いが大切だ」と考えています。

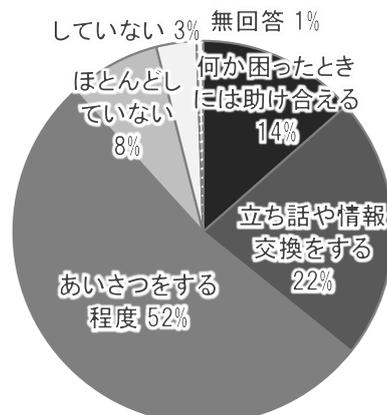
しかし、隣近所との付き合い方は「あいさつする程度」「ほとんどしていない」「していない」が6割を占めています。また、団体アンケートにおいても、「独居老人や老人世帯が多くなり、家に閉じこもりがちになっている」など、地域での孤立を懸念する意見がありました。

今後、コミュニティの活力低下が懸念されるなかで、公的な福祉サービスだけでなく住民の暮らしを支える基盤として、町内会などの小地域単位における住民同士の日常的な支え合い・助け合いが、ますます不可欠なものとなっています。

「助け合える地域」はどの範囲だと思いますか？



近所の人とどの程度お付き合いしていますか？



② 施策の方向性

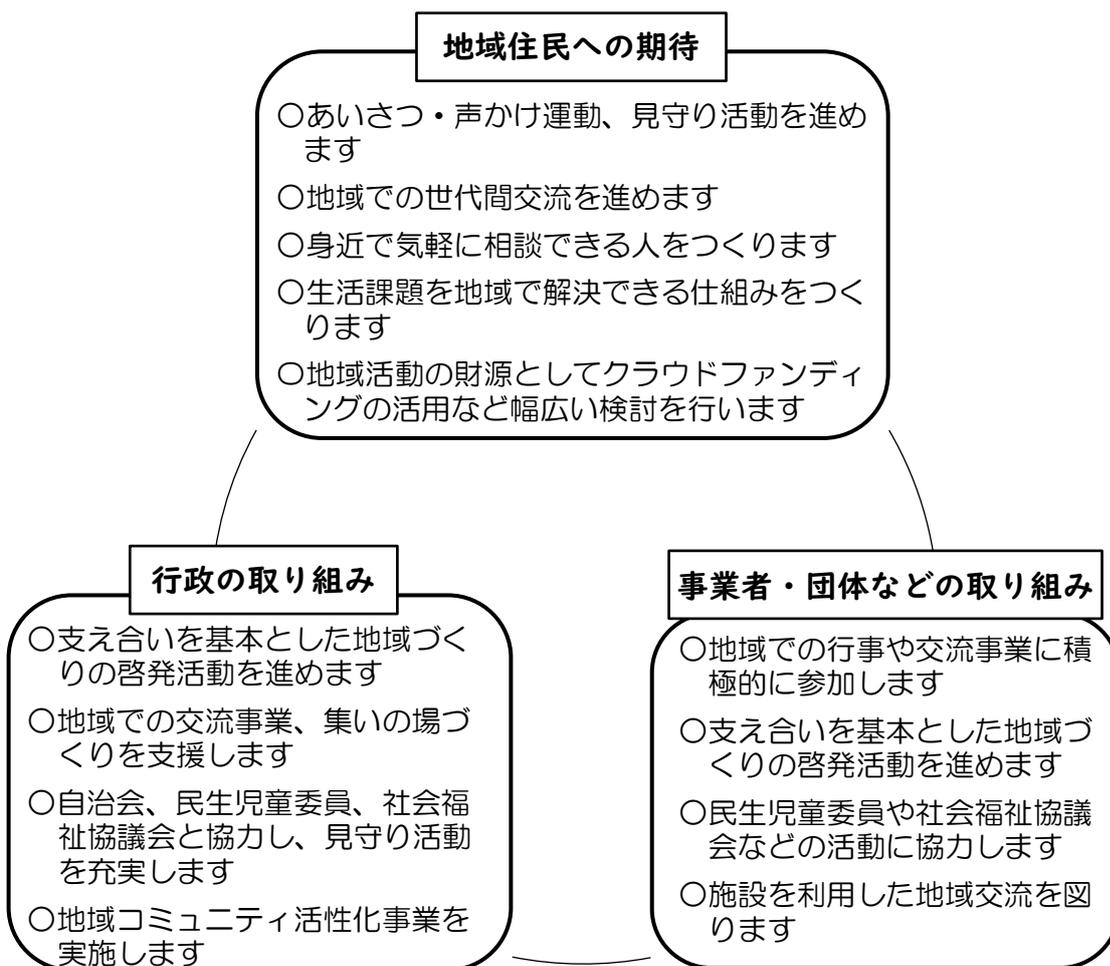
近年、少子高齢化や核家族化、生活様式の多様化などにより、地域住民の交流機会が少なくなり、暮らしの中で不安を感じるが多くなっています。そうした中、市民の多くは、「お互いに協力し、支え合い住みやすい地域をつくること」を望んでいます。

支え合いの地域づくりを進めるうえで、その基本は「人と人のつながり」であり、性別や年代、居住歴などを問わず、地域住民が会いふれあい交流できる場や機会を提供し、身近な住民同士の連帯感の熟成と顔の見える関係づくりを進めます。

また、日常的な見守りや声かけなどの支え合い・助け合いの活動を、地域ぐるみの活動に広げ、住民に身近な圏域における住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備に努めます。

③ これからの取り組み

地域の力を再認識し、市民がお互いに支え合える環境づくりと意識の向上を図ります。



④ 具体的な取り組み

○見守り活動の充実

自治会をはじめ、民生児童委員、見守り推進員、社会福祉協議会などと協働で、高齢者や障がい者の安否確認、子どもなどの虐待や生活に困窮する人の見守り活動や早期発見、ひきこもりやサービス利用を拒否する人など、制度の狭間の課題を有する人を発見する機能を充実します。

○地域づくり事業の推進

地域における子どもから高齢者までの世代間交流をはじめ、地域住民全体がつながりを持てるような交流事業の充実、交流の場や居場所を整備に努めます。交流を通じて支え合う意識づくりを啓発し、地域における活動の活性化を図ります。

○地域別福祉懇談会の開催

小学校区毎に地域福祉推進のための福祉懇談会を社会福祉協議会と連携して開催し、地域福祉計画の周知と市民意識の向上を図ります。

○地域コミュニティ活性化事業の実施

住民自らが地域の課題を見つけ出し、課題解決に向けて多くの住民が共に行動することにより人と人の絆の再生と地域力の強化を図ります。

(2) 自発的な住民参加のための環境づくり

① 現状と課題

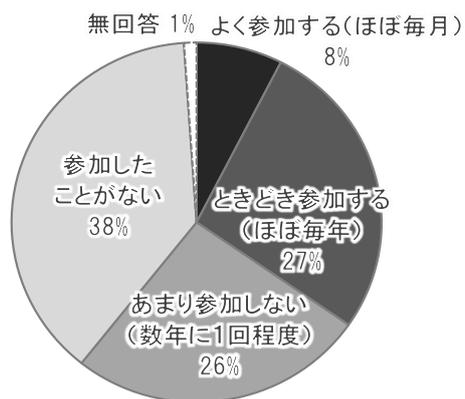
○市民の声から

市民アンケート調査では、地域活動への参加状況は「あまり参加しない」「参加したことがない」が6割を超え、前回の調査よりも1割以上増えています。参加する活動は「清掃活動」「町内会・自治会活動」が最も多く、次いで、「お祭り」「PTAや愛護班活動」「子ども会活動」「老人会・婦人会・青年団」となっています。

また、参加しない(できない)理由としては、約4割が「病気がちで体調が悪いため」「育児や介護で余裕がないため」「仕事や家事で忙しい」となっており、約5割が「どこでどのような活動をしているのか分からない」「人付き合いがわずらわしい」「活動自体に魅力を感じない」となっています。

また、団体アンケートでは、後継者などの人材の育成と活動資金の問題を懸念する意見がありました。

自治会・PTA・婦人会・サークルなど自分の住む地域の活動に参加していますか？



② 施策の方向性

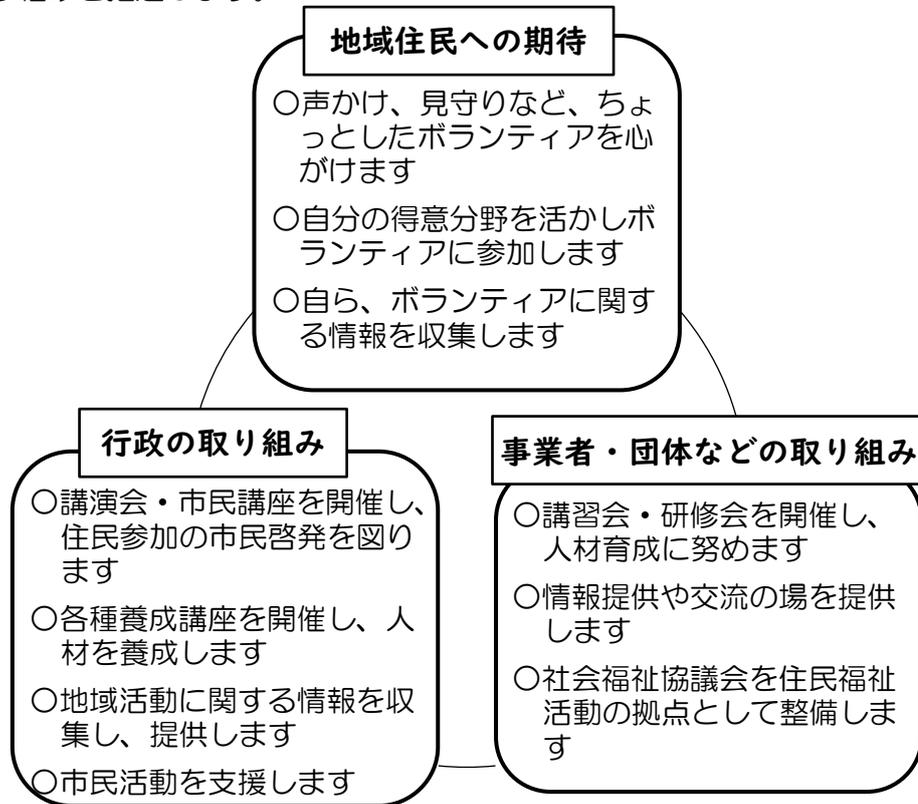
市民の中には「ボランティア活動や地域の活動に参加したことはないが、今後は参加したい」という潜在的な意欲が高く、こうした意欲を様々な活動に結びつけることが必要です。

そのためには、活動を始める「きっかけ」づくりと、「楽しさ」と「やりがい」など活動を続けていくことができるための取り組みを進めます。

「現在活動している市民」は、隣近所や身の周りの人へ積極的に呼びかけする。「活動していない市民」には、活動経験者から話を聞くなど交流を持つ機会をつくり、一人でも多くの市民が積極的に地域の活動に参加できるような環境づくりに努めます。こうした取り組みを通じて新たな担い手の発掘・育成を進め、ボランティア活動の裾野を広げていきます。

③ これからの取り組み

活動を始める「きっかけ」づくり、「楽しみ」や「やりがい」のある活動づくり、自分の知識や特技を活かせる環境づくり、個々のライフスタイルに合わせた仕組みづくりの取り組みを推進します。



④ 具体的な取り組み

○社会福祉大会等各種イベントでの普及活動

社会福祉大会や各種講演会などのイベントを通じて、支援を求めている当事者や支援団体などのふれあいや対話、体験の機会を提供します。

○高齢者や子育てなどの各種サロン活動の充実

地域の交流を促進するための場として、各種サロン活動を関係団体と連携し充実します。

○まちづくり出前講座の拡充

福祉分野におけるまちづくり出前講座の拡充を図り、市政の情報提供と市民参加によるまちづくりを進めます。

○各種養成講座の開催

現在取り組まれている手話、要約筆記などの養成講座をより充実するとともに、市民の要望に即した各種養成講座の開設を図ります。

○市民活動・ボランティア活動に関する情報提供と支援

ボランティア市民活動センターを核にして、地域活動を担うボランティアの養成・確保や活動の活性化のため必要な情報の提供と支援を図ります。

○社会福祉協議会の機能強化と地区社協の基盤強化

地域住民が主体的に地域福祉活動に取り組むことができるよう、社会福祉協議会の地域福祉推進事業を支援し、その活動拠点としての機能強化を図ります。

また、社会福祉協議会や関係団体と連携して、地区社協の基盤強化を図ります。

(3) 地域のふれあいの場と活動拠点づくり

① 現状と課題

○市民の声から

市民アンケートでは、住みよい地域にするための「集いの場所づくり」について次のような意見がありました。

- 誰もが寂しさや孤独感、不安を抱えていると思います。気軽に集って互いの弱さを認め、受け入れつつ支え合える場所があれば良いと思います。
- 子育ての間はPTAなどで地域の方と交流があるが、子どもを通じたの活動がなくなった後も、地域の方との交流を持てる仕組みが必要と感じます。
- より小さい近所の集まりを大切に情報発信した方がよい。まず隣近所のつながりを固めた方がよいと思う。

② 施策の方向性

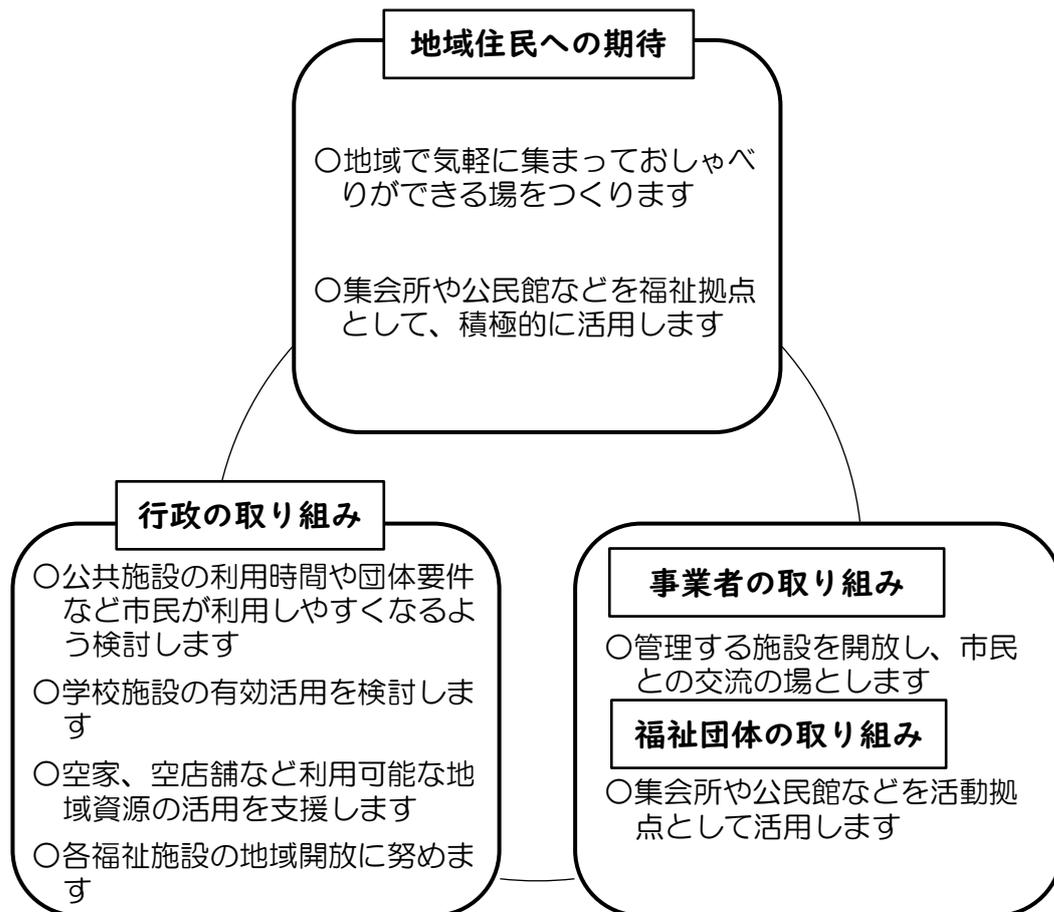
子どもから高齢者まで、すべての世代が気軽に集い交流できる、地域におけるふれあいの場と多機能型の活動拠点づくりを進めます。

そのためには、すべての世代や団体などが利用しやすいように、市民ニーズに即した施設の活用方法について検討する必要があります。まずは、公民館、集会所、小・中学校など公共施設の有効利用を考えながら、空家や空店舗などの地域資源の活用を検討します。

また、社会福祉法人などの福祉施設については、運営主体の理解と協力を得ながら、地域住民のための開かれた施設として、有効活用できる仕組みを検討していきます。

③ これからの取り組み

公民館、集会所、小・中学校などの公共施設や福祉施設などを、地域のふれあいの場と地域福祉を担う活動拠点としてさらに活用できるよう検討します。



④ 具体的な取り組み

○集会所の利活用

地域の集会所を高齢者の集いの場、子育て支援の場、健康づくりの場としてさらに活用できるようにします。管理する自治会や地区社協と連携し、その地域で一番必要なことから始めていきます。また、ふれあいいきいきサロンや貯筋体操サークルなど、その活動事例を広く市民に紹介します。

○公民館の利活用

地区社協、自治会などとの連携を一層深め、高齢者、障がい者、子育て支援、ボランティア活動など地域福祉の拠点としての役割をより充実したものにします。

○小・中学校の活用の検討

運動場、体育館、空教室などの学校施設を地域福祉活動に活用できるよう検討します。

○空家、空店舗などの地域資源の活用

地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進などを図ることを目的とした空家や空店舗の活用を支援します。

○福祉施設の地域開放の促進

高齢者、障がい者、児童福祉施設が行う地域住民とふれあう事業を促進します。

基本目標 2 健康で暮らしやすいまちづくり

「健康で暮らしやすいまちづくり」を図るため、次の施策を推進します。

- (1) 健康づくりの支援と地域医療の充実
- (2) よりよいサービスが生まれる環境づくり
- (3) 分かりやすい福祉情報の提供
- (4) きめ細かな相談支援体制の充実

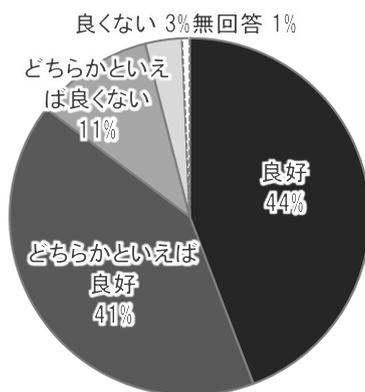
(1) 健康づくりの支援と地域医療の充実

① 現状と課題

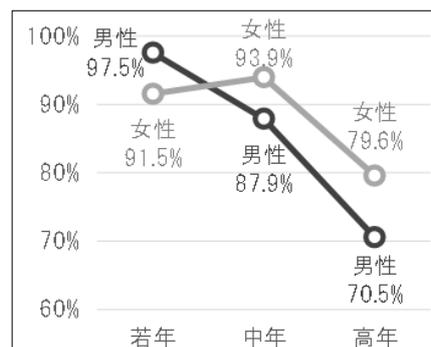
○市民の声から

市民アンケートでは、自身の健康状態について8割以上の方が「良好」「どちらかといえば良好」と回答しています。しかしながら、生活の中での不安や悩みとして「自分や家族の健康」が最も多く、5割を超える方が不安に感じています。次に、「経済的な状況」「自然災害」「介護」「育児」の順となっています。

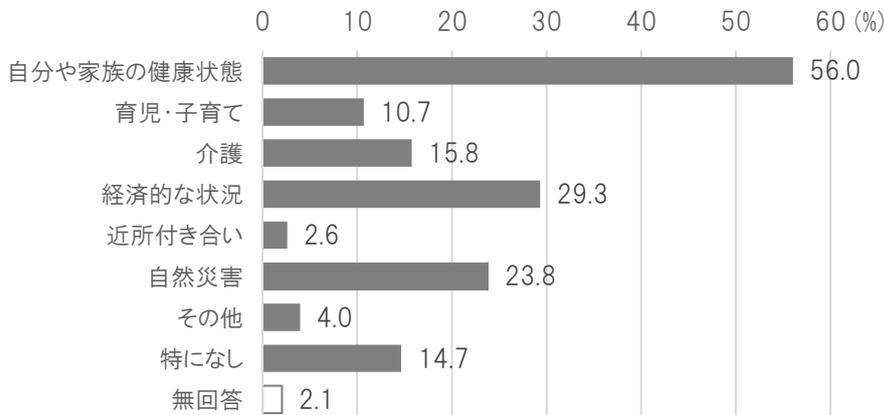
あなたの健康状態はいかがですか。(1つに○)



『健康状態が良い』



毎日の暮らしの中で、特にどんなことに悩みや不安を感じていますか？（2つに〇）

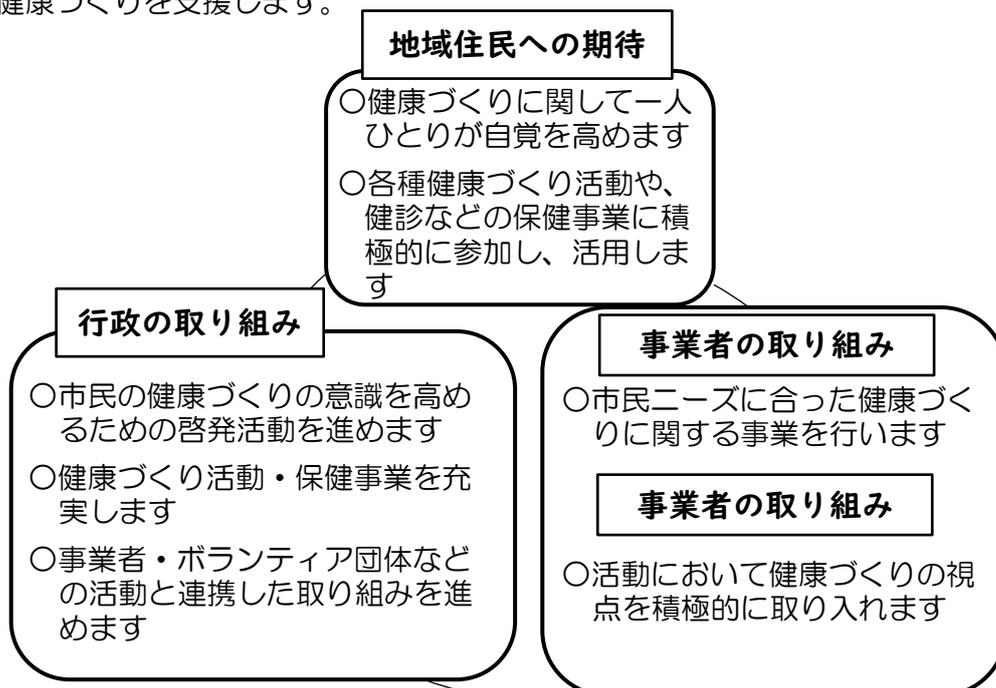


② 施策の方向性

すべての市民は、いつまでも健康であり続けたいと願っています。そのためには、市民一人ひとりが、自分にふさわしい健康維持・健康づくりの方法を知り、実践することが大切です。健康づくりは日々の実践が非常に大切であり、毎日の生活の中で無理なく行えるよう、各自の工夫とともに、地域ぐるみの継続的な取り組みが可能になるよう支援することが必要です。また、身体健康づくりとともに、ストレスの多い社会の中で、心の健康づくりも重要です。職場や地域において、気軽に相談や助言が受けられるような仕組みや取り組みを充実していくことが必要になっています。

③ これからの取り組み

すべての市民が、健康な日常生活を送れるよう、多様な年齢、職業などに即した地域における健康づくりを支援します。



④ 具体的な取り組み

○健康づくり・介護予防の意識を高める啓発活動の推進

健診の受診率や予防接種の接種率向上などにより、疾病の予防と早期発見、早期治療につなぐとともに、健康まつりの実施など健康に関する関心や知識を育みます。

また、貯筋体操サークルをはじめとする介護予防活動の普及活動に努めます。

○健康づくり活動、保健事業の充実

健康教室の充実、食生活改善推進員や健康づくりサポーターなどの人材育成を進め、地域で市民主体の健康づくり活動のネットワークが広がるよう進めます。健康相談機能を充実し、カウンセリングなど、こころの健康づくり支援体制を図ります。

○自殺対策の推進

平成31年3月に策定した「四国中央市自殺対策計画」に基づき、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成など、「生きる支援」に関連する事業を総動員し、自殺対策の推進を図ります。また、自殺は「誰にでも起こり得る危機」として命の大切さについて広く啓発を図ります。

○認知症予防の取り組み

軽度認知機能障がい疑いの疑いを早期発見することを目的とした「タッチパネル式もの忘れ相談プログラム」や認知症予防普及啓発を目的とした「頭の健康トレーニング教室」を継続して実施するとともに、地域包括支援センターに設置した初期集中支援チームにより認知症が疑われる方やその家族の方を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

また、認知症の方が安心して暮らせるために認知症を正しく理解し、地域全体で支援が行えるよう、認知症サポーターの養成と活動の支援に努めます。

○地域医療の充実

医療施設・設備の充実、診療科の確保、病診連携、医薬連携の推進など、広域連携も含め、地域医療体制の一層の充実を図れるよう関係機関との調整に努めます。障がい者医療、認知症に対応する医療体制などの充実を図ります。

かかりつけ医・歯科医づくりを中心に、市民の健康管理と適正受診の啓発に努めます。

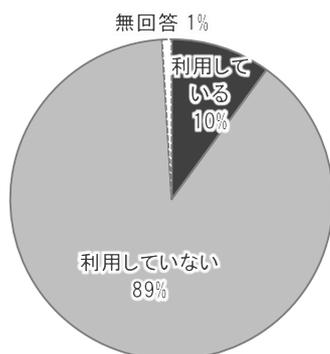
(2) よりよいサービスが生まれる環境づくり

① 現状と課題

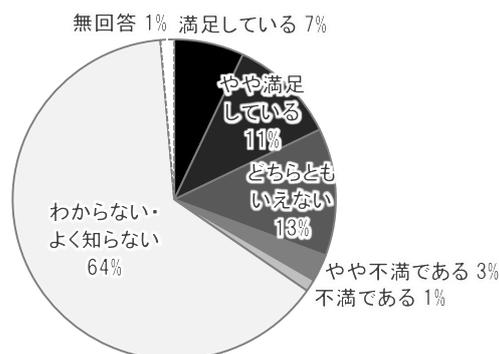
○市民の声から

市民アンケート結果では、市の福祉サービスについて、「利用している」10%、「していない」89%で、その満足度は、「満足・やや満足」18%、「不満・やや不満」4%、「わからない・よく知らない」64%となっています。満足している方の理由では、「サービス利用について適切なアドバイスがもらえる」満足していない方の理由としては、「入居施設が不足している」という意見が出ています。

現在何らかの福祉サービスや介護サービスを利用していますか？



四国中央市内で行なわれている福祉サービスや介護サービスに満足していますか？



② 施策の方向性

すべての市民が、何らかのきっかけで生活上の支援が必要になっても、できるかぎり自立した生活を維持し、必要な福祉サービスを安心して利用できる仕組みを充実していくことが必要です。介護保険制度・障害者総合支援法により、福祉サービスが利用者の状況に応じて柔軟に選択できる仕組みとなっています。福祉に関する事業やサービスが健全に発達していくためには、福祉サービス事業者と様々な関係機関との連携や支援体制をつくり上げ、利用者に向けてのサービス内容の適切な情報提供や、事業者に向けてのニーズ情報の提供など支援体制づくりが必要となります。また、事業者支援のためのネットワークづくりや、人材育成を図ります。

さらには、事業者が福祉サービスの利用に伴う苦情や要望を幅広くくみあげ、サービス改善につなげるとともに、福祉サービスの内容や運営に関する自己評価や客観的な評価事業を実施・公開することにより、利用者ニーズに合わせたきめ細かなサービスの提供や、サービ

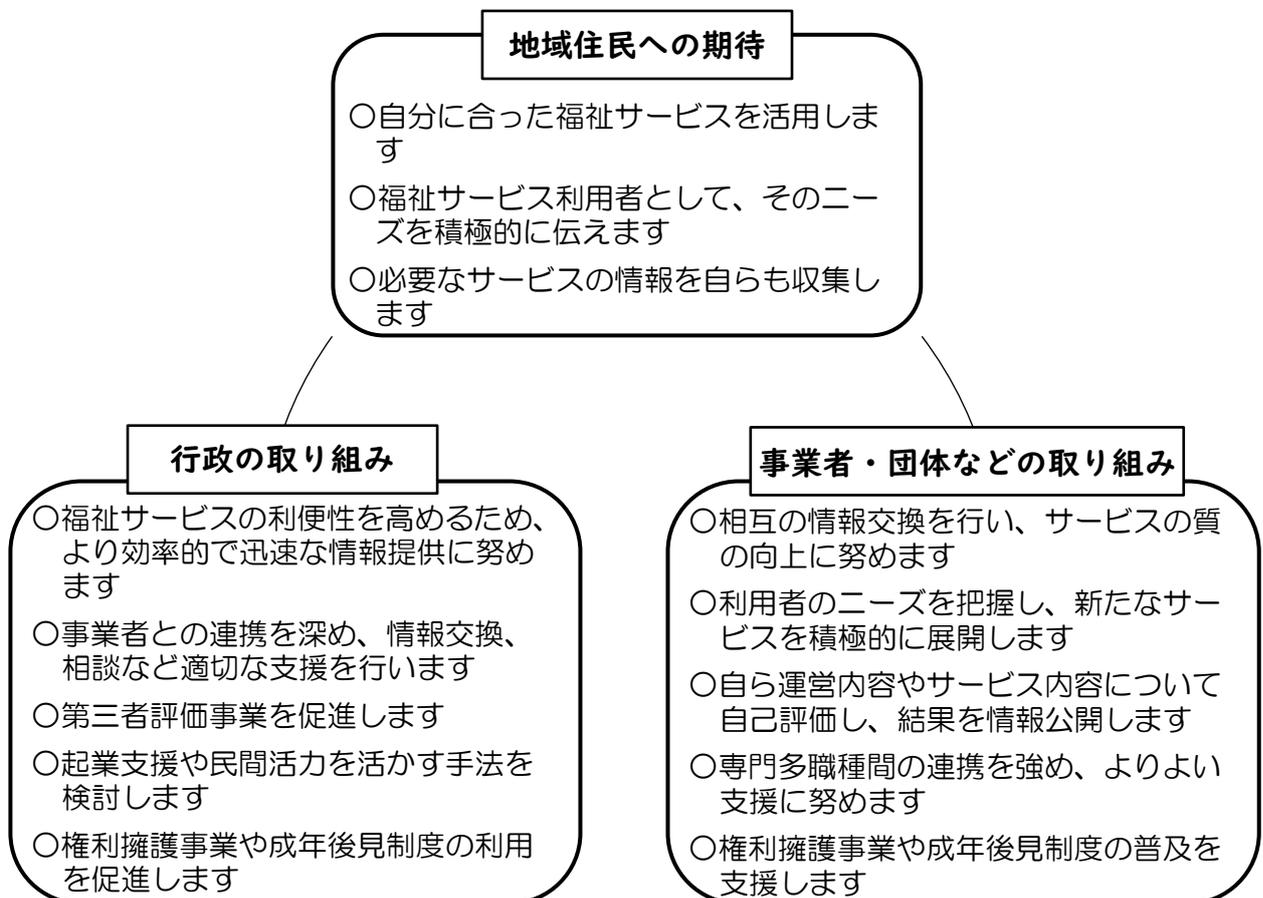
ス内容の質の向上に向けた取り組みが必要になります。また、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスなどの整備の取り組みや、認知症患者や知的障がい者及び精神障がい者など、判断能力が不十分な人が安心して暮らせるよう、成年後見制度や権利擁護事業の周知・利用促進、医療的ケア児とその家族への支援の充実なども求められています。

市民のニーズに対応するためには、行政の福祉サービスだけでなく、多様なサービスが提供される必要があります。現在、福祉サービスの提供に関し、行政だけでなく、サービスの提供のノウハウや資金を持つ社会福祉法人や企業、NPOなど様々な主体による起業や福祉サービスの参入促進を図ることが必要です。

さらに、地域資源を活用した、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働できる仕組みを検討します。

③ これからの取り組み

市民一人ひとりが安心して福祉サービスを選択できるよう、サービスの質の向上を図ります。また、社会福祉法人などが地域社会への貢献ができるよう、多様な地域における公益的な取り組みを推進します。



④具体的な取り組み

○事業者ネットワークの構築

事業者の健全なサービス提供を確保するため、関係機関との連携・支援を目的とした拠点や、コーディネート機能を整備し、福祉サービス事業者ネットワークの構築を図ります。

○苦情・相談への対応と第三者評価事業の促進

利用者の福祉サービスに対する満足度の向上を図るため、サービスに関する苦情や相談を気軽に話せる環境を整え、利用者からの苦情、相談、要望を関係機関と連携してサービス改善につなげる仕組みづくりを進めます。

また、福祉サービスに対する客観的な評価は、利用者のサービス選択のための情報になるため、利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、事業者が当事者以外からの専門的かつ客観的な立場から評価を受ける、第三者評価事業を促進します。

○福祉従事者の資質の向上及び連携の促進

事業者や団体間の交流や情報交換の機会をつくるとともに、必要な研修と情報提供を図り、専門性の向上など資質の向上を図ります。また、0歳から100歳までの地域での包括的な支え合いを実現するために、専門多職種間の連携及び行政・専門職・住民の連携を促進します。

○起業の活性化と民間活力の導入

地域の様々なニーズに対応していくため、地域課題の解決を目的とした起業や福祉サービスへの民間事業者などの参入が期待されます。このため、起業者の支援や参入のための制度の充実についての方策を検討します。

○権利擁護の推進

令和2年2月に策定した「四国中央市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、判断能力が乏しい人の財産や金銭の管理を支援するために成年後見制度利用のための支援や、虐待防止・消費者被害防止のための取り組みを行います。

また、令和2年4月に開設した成年後見サポートセンターでは、中核機関と連携し、高齢の方や障がいのある方で、日常生活上の判断や財産管理などにお困りの方の、成年後見制度などの利用相談・援助や必要な支援を行います。また、講演会や出前講座などを活用し、権利擁護の普及啓発活動に取り組みます。

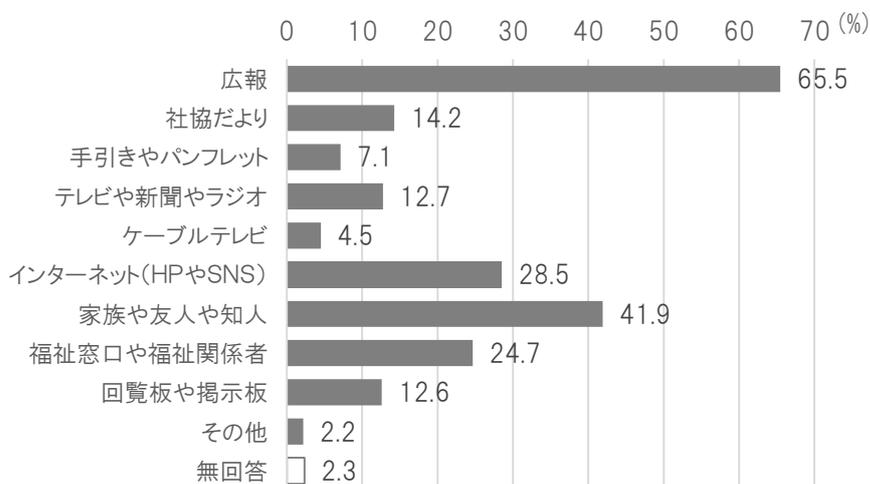
(3) 分かりやすい福祉情報の提供

① 現状と課題

○市民の声から

市民アンケートでは、福祉に関する制度やサービスなどの情報について6割以上の方が市の広報から得ていることが分かりました。次いで、家族や友人や知人、インターネット、福祉窓口や福祉関係者となっています。また、ホームページやSNS(ソーシャルネットワークサービス)などインターネットでの発信の充実を求める意見がありました。

福祉に関する制度やサービスなどの情報をどこから得ていますか？(2つに○)



② 施策の方向性

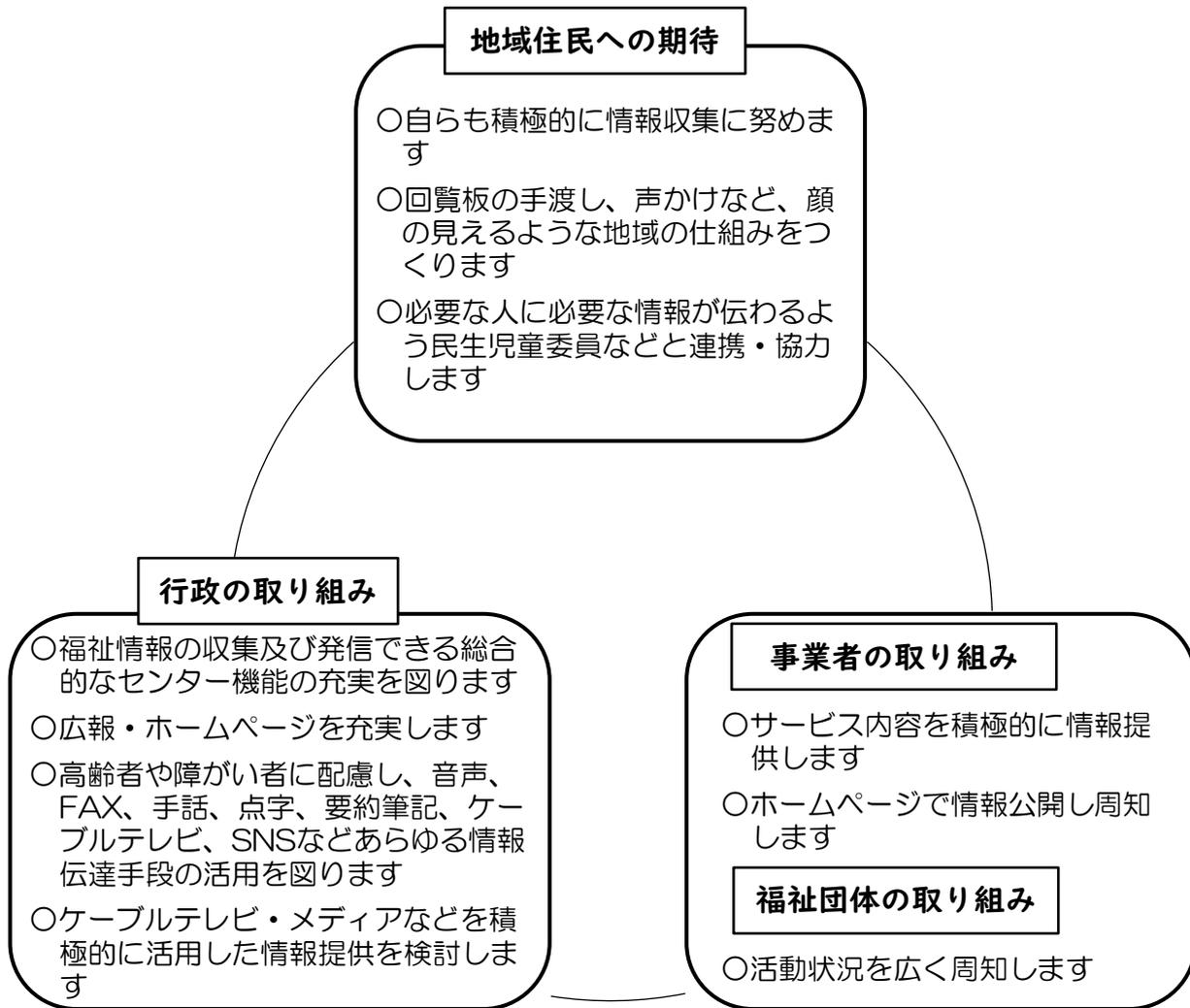
地域には、いろいろな人が生活を営んでおり、様々な生活上の問題があり、それらを解決し、支えていくためには、正確で信頼できる情報をいかにして得ることができるかが重要になります。

市では既に、広報や各種ガイドブック、ホームページの開設などにより情報発信をしていますが、福祉施策や福祉サービスに関する情報提供をさらに充実させていく必要があります。特に、高齢者などの情報技術の利用と関わりの薄い市民への情報格差や、視覚・聴覚障がい者に対するきめ細かい配慮が必要になっています。

このような現状を踏まえ、市民や団体が参画し、情報の受け取りから活用までの視点にたった情報づくりが重要であり、得られた情報を受け手が上手く活用できる支援の仕組みや、地域と市にある様々な情報を相互に活用できる仕組みをつくることも必要です。

③ これからの取り組み

福祉制度や福祉サービスの情報がいつでも手軽に入手できるようにするため、高齢者や障がい者、多様な生活様式に配慮し、手話、点字、要約筆記、ケーブルテレビ、SNS、広報やホームページをはじめ様々な手段と機会による情報提供を図ります。



④ 具体的な取り組み

○情報提供の充実

サービスの利用を促進するためには、その情報がサービスを必要とする人に十分に伝わる必要があります。そのために分かりやすい情報提供や、多様な情報媒体と連携することにより、利用者向けサービス情報の充実を図ります。

また、事業者向けとしては、利用者のニーズや福祉サービス市場情報、人材情報や資源情報、参入支援のための情報提供体制づくりを検討します。

○広報の充実

市民が必要とする福祉情報を分かりやすく、掲載する内容を充実します。また、高齢者や障がい者に配慮した配布手段や声の広報、手話、点字、FAX、ケーブルテレビ、SNSなど様々な手段で情報提供を行います。

○ホームページの充実

市のホームページの福祉情報について、保健・福祉・医療などの分野別総合検索の内容を充実します。また、民間事業者や福祉団体などのホームページの充実を支援します。

○時期や機会に合わせた情報伝達

出産時・転入時など、その時に必要な情報が伝えられるよう、情報提供手段を検討します。

例 出産時 — 保育園や子育て支援施策などを紹介する。

転入時 — 福祉・医療関連マップや福祉情報冊子などを渡す。

○講演会や研修会への手話通訳、要約筆記者の配置

市や関係団体が行う、講演会や研修会に手話通訳者や要約筆記者を設置できるよう人材育成を含め体制の充実を図ります。

○申請や相談窓口への手話通訳者の充実

市や関係機関の窓口到手話通訳者を配置し、気軽に相談できる体制の充実を図ります。

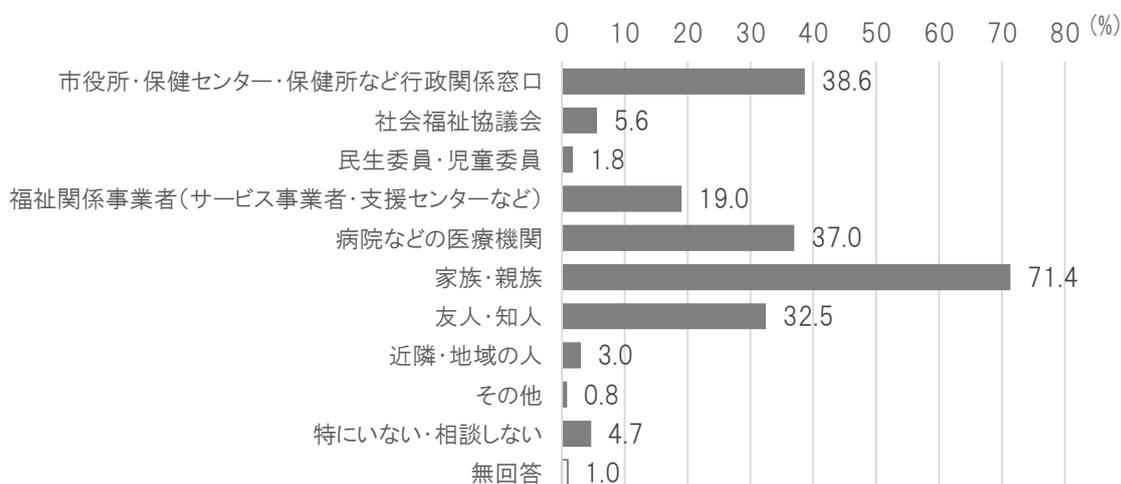
(4) きめ細かな相談支援体制の充実

①現状と課題

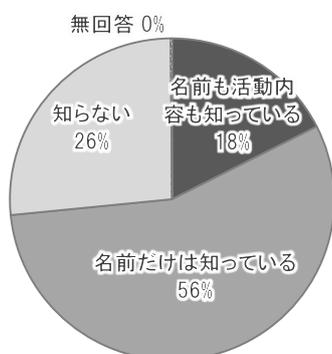
○市民の声から

市民アンケートでは、困りごとや不安を抱えている人にとって、相談する相手は家族・親族が主であり、市などの専門機関や病院などの医療機関、友人・知人が続き、社会福祉協議会や民生児童委員に相談すると答えた割合は非常に少なくなっています。

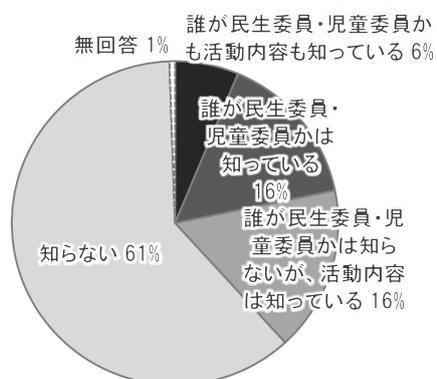
福祉や介護、保健医療に関することで困ったときに相談する相手はどなた（どこ）ですか？
（〇は3つまで可）



以前から「社会福祉協議会」のことは知っていましたか？



自分が住んでいる地域の民生委員・児童委員さんをご存じですか？



② 施策の方向性

福祉課題の多様化に伴い、多くの人が生活上の困りごとや不安を抱えています。地域のつながりが希薄化している中、身近な場所で、気軽に安心して相談ができる仕組みをつくるとともに生活困窮者など、生活や住宅に配慮が必要な人への横断的な支援が必要となります。

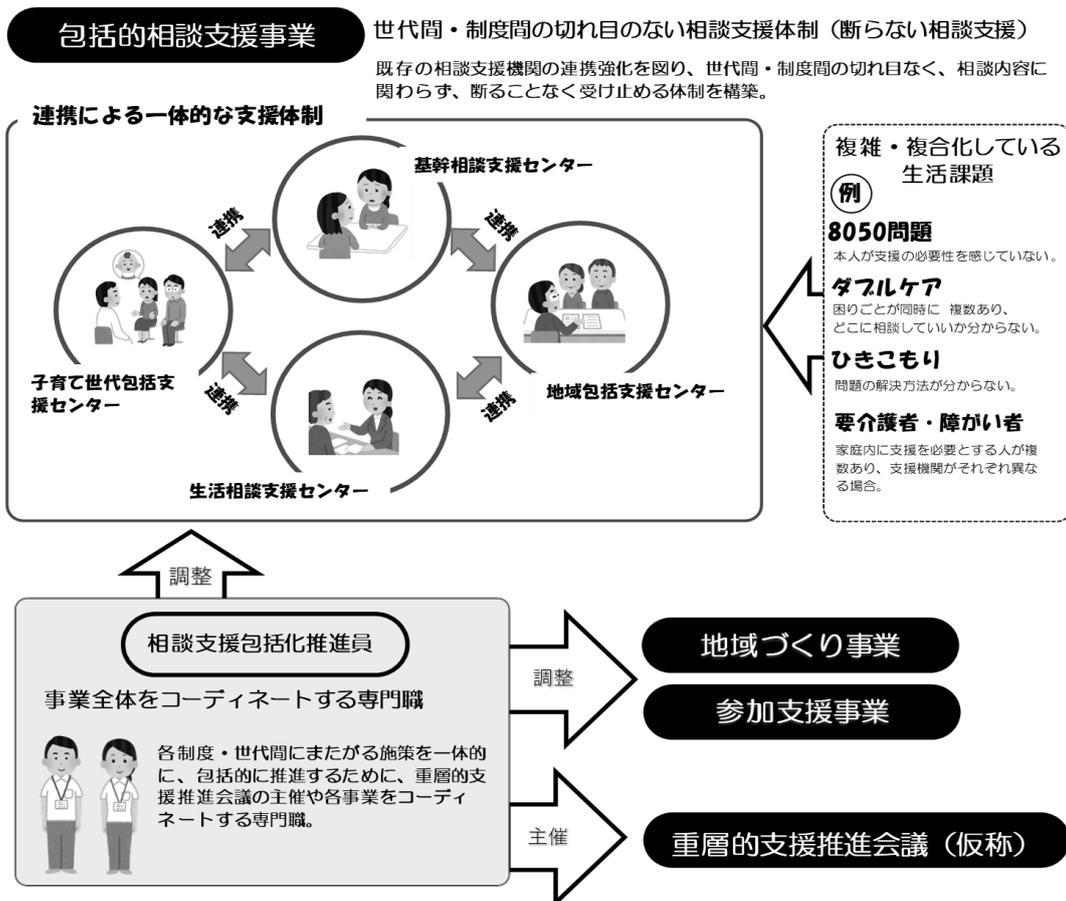
地域では、民生児童委員をはじめ、様々な相談員が活躍していますが、そうした身近な相談活動や、各保健福祉関係機関、社会福祉協議会などで実施している相談体制を周知するとともに、相談員の資質の向上及び相談機能のより一層の充実を図り、把握された課題に対して総合的に相談できる体制づくりが必要になっています。

こうした中、介護保険サービスを中心とした様々な支援が地域で提供できるよう、高齢者の地域における総合的な相談窓口として、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

障がい者の相談窓口として、基幹相談支援センターを中心とした市内の民間事業所にも相談できる窓口を設置しています。生活困窮に関する問題は、生活相談支援センターで相談に応じています。今後国が進める「地域共生社会」の地域づくりを目指し、高齢・障がい者や子どもへの総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立を目指します。

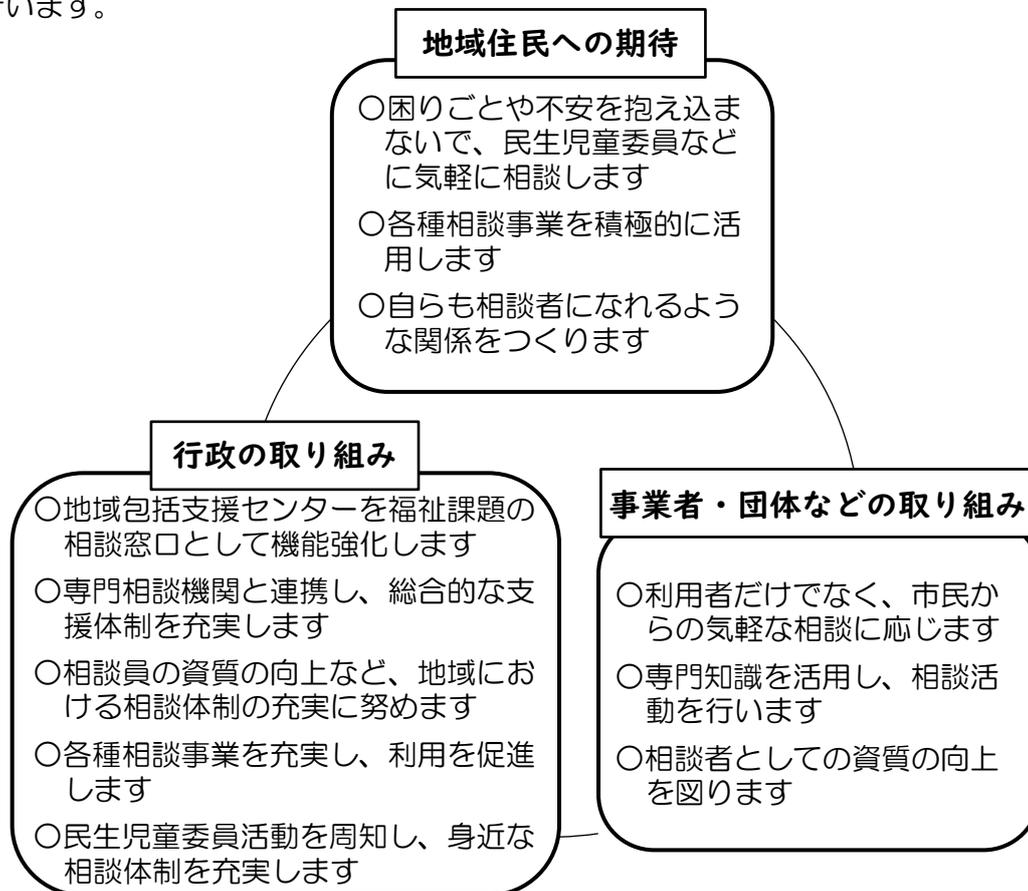
住民に身近な圏域において、地域課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備と、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

四国中央市が目指す「相談支援体制」



③ これからの取り組み

地域における相談体制を整備し、相談者へのきめ細かい対応が図られるよう、総合的な支援を行います。



④ 具体的な取り組み

○地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳ある生活が継続できることを目指し、地域包括ケアを支える中核機関として、「総合相談支援」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」などの機能を担っています。これらの機能を一層強化するため、次のような取り組みを展開します。

- ① 地域包括支援センターに関する評価の実施を通じて、適切な人員体制の確保や事業実施を進めていきます。
- ② 地域包括支援センターに配置された専門職が、その知識や技能をお互いに活かしながら、地域の高齢者が抱える様々な課題を柔軟な手法を用いて解決していくことができるよう、更なる職員の資質向上を目指します。

- ③ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、多職種協働によるケアマネジメント支援として、地域ケア個別会議の充実を図るとともに、多職種協働のネットワークづくりを一層推進します。

○障がい者への相談機能の充実

障がい者に適切なサービスを提供するための計画相談や、きめ細かな支援に向けた基本相談の充実に加え、総合窓口となる基幹相談支援センターの機能強化を図ります。そして、子ども若者発達支援センターや地域包括支援センターとの連携を図りながら、多機能型の包括的な拠点整備を検討します。

○生活困窮者の自立支援

生活相談支援センターを相談窓口として、関係機関の連携を図り、生活困窮者の自立を支援します。また、生活困窮者支援を通じて、住民相互に支え合える地域づくりを推進します。

○子育てに関する相談窓口の充実

育児相談や児童相談、子育て支援に関する相談など、子育て世代が健康で快適に暮らせるための相談機能を充実するとともに、関係する窓口の連携強化を図り、気軽に相談できる体制を整えます。

○包括的相談支援体制の整備

複雑複合化する既存の制度では対応が難しい問題について、年代属性を問わず包括的に相談に応じ、多機関のネットワークにより相互支援が効果的に機能する体制の整備を図ります。

○各種相談の利用促進

行政や社会福祉協議会などが実施している各種相談を市民に周知し、その利用を促進します。また、電話やメールで相談が受けられることができるなど、相談体制の充実を図ります。

○民生児童委員の活動の周知

民生児童委員の活動の周知を図るとともに、連携を強化し、悩みや問題を抱えている市民の情報を収集し、対応策を検討するなど、身近な相談体制を充実します。

○子ども若者への支援

子ども若者発達支援センターは、障がいの有無に関わらず何らかの問題を抱える子ども若者に対して一貫した支援が受けられるよう、官民の枠にとらわれることなく各機関の強みを活かした協働による支援体制の強化を図ります。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

「安心して暮らせるまちづくり」を図るために、次の施策を推進します。

- (1) 安心できるまちづくり
- (2) 防災・防犯を通じた地域コミュニティづくり
- (3) 高齢者・障がい者などの移動手段や日常生活支援の充実
- (4) 感染症対策の充実

(1) 安心できるまちづくり

① 現状と課題

○市民の声から

市民アンケートでは、「道幅が狭かったり、段差があって高齢者が危険なので、スロープを付けて欲しい」などバリアフリーの要望や、街路や道路の整備、公園の整備など、住環境改善の要望が複数ありました。

② 施策の方向性

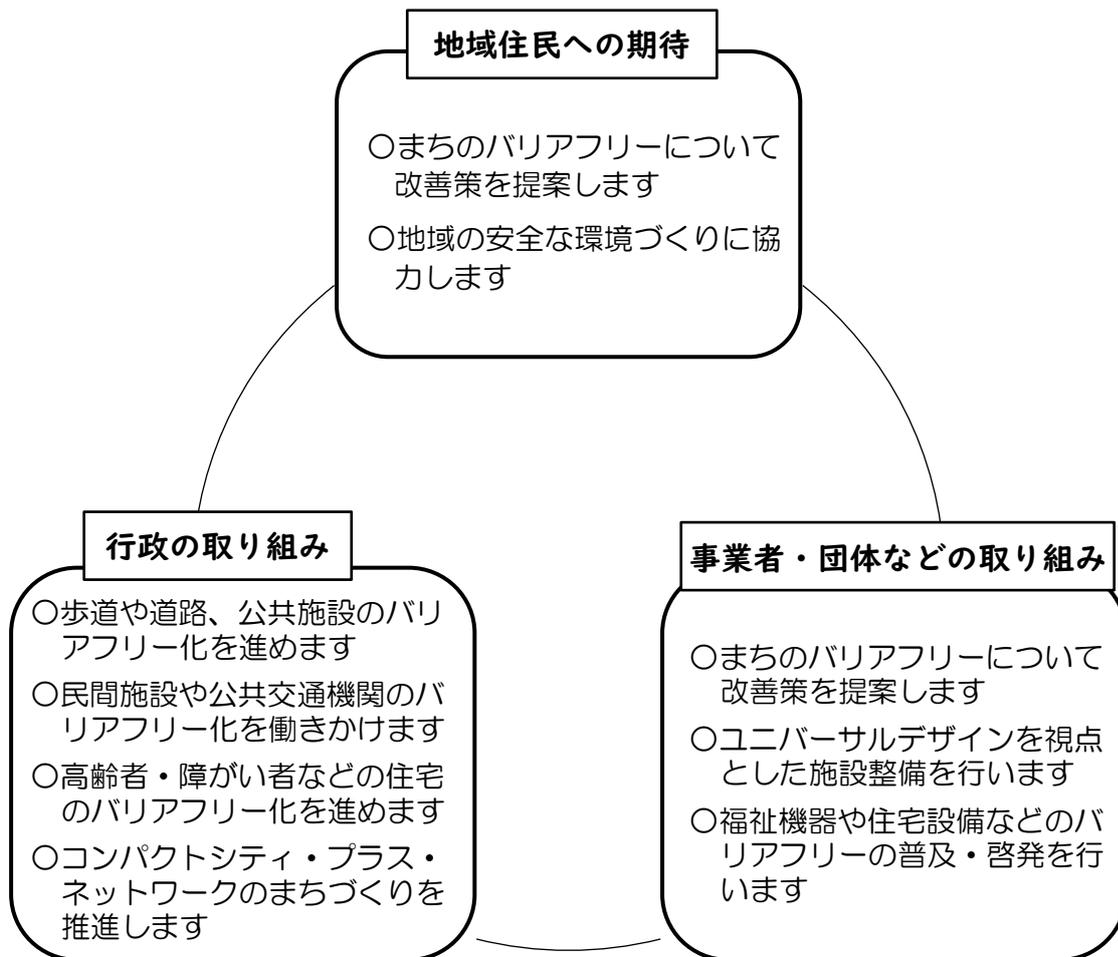
すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、住まいを含めた地域環境がより安全で快適なものになるよう、市民の視点による取り組みが必要です。とりわけ、乳幼児を連れた保護者や高齢者、障がい者が気軽に外出できるためには、道路や歩道が安心、安全なものであることはいうまでもありません。生活領域が拡大し、様々な社会参加が可能となることにより、孤独やひきこもりをなくし、外出することによって、社会の中での交流も生まれます。さらに、居住環境の改善、自宅から目的地までの道路、歩道、交通機関、公共施設や人の集まる施設など、総合的なバリアフリー化が求められています。

そのために、多くの人々が利用する都市施設や公共施設などのバリアフリー化をさらに進め、使いやすく快適なものにするとともに、現在多くの企業が取り組んでいる「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れ、すべての人が使いやすい建物や乗り物、製品などを整備していくことが必要となっています。

また、製品や施設などのハード面のバリアフリーが整備されたとしても、サービスを提供する人のやさしさや思いやりがなければ、本当の意味でのバリアフリーにはなりません。

③ これからの取り組み

都市施設や公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、公共交通機関や民間施設のバリアフリー化を関係企業、関係機関に働きかけていきます。



④ 具体的な取り組み

○歩道の拡幅など道路のバリアフリー化

車いす、ベビーカーなどに配慮した歩道の拡幅や段差解消、階段のスロープ化、点字ブロックの設置など道路のバリアフリー化を進めていきます。

○公共施設のバリアフリー化

今後整備する公共施設については、ユニバーサルデザインの視点から整備を進めます。関係企業・関係機関に対して、エスカレーターやエレベーター、スロープ、バリアフリートイレの設置など公共交通機関や民間施設のバリアフリー化を働きかけていきます。

○高齢者・障がい者などの住宅のバリアフリー化

高齢者や障がい者などが日常生活を安心して過ごすことができるように、住宅のバリアフリー化について働きかけていきます。

○コンパクトシティのまちづくり

生活に必要な都市機能や居住を都市の拠点に設定する誘導区域に集約することにより、医療や福祉サービスなどを提供する施設や一定の人口密度を将来にわたり維持するとともに、複数の誘導区域を結ぶ公共交通などの利便性の向上を図るコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりにより、誰もが安心して暮らせる未来につながる都市づくりを推進します。

(2) 防災・防犯を通じた地域コミュニティづくり

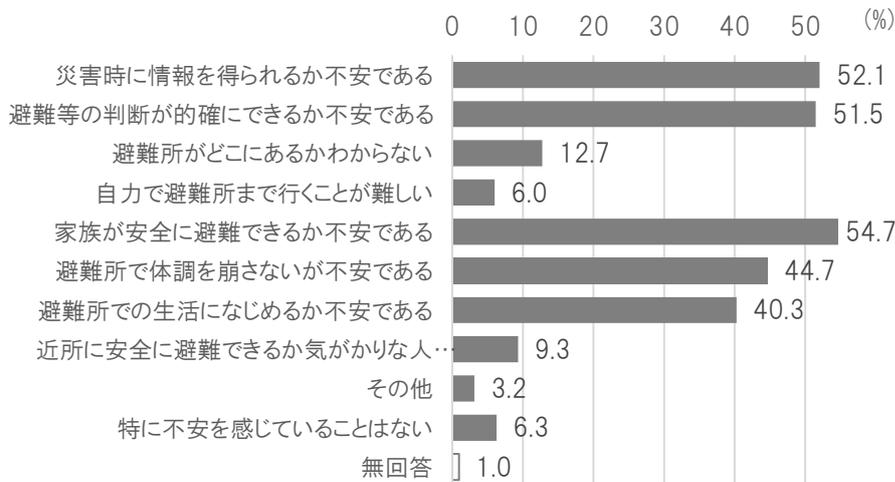
① 現状と課題

○市民の声から

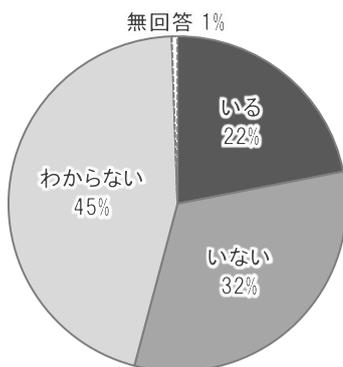
市民アンケートでは、災害時の不安として、「災害時に情報を得られるか」、「避難等の判断が的確にできるか」、「家族が安全に避難できるか」の回答が多数となっていました。また、災害時の対策として、地域でどのような備えをしておくかとの設問には、「災害時に支援を必要とする人の把握」が最も多く、次いで、「高齢者や乳幼児等の要支援対象者の物資」が多くなっています。

しかしながら、災害時に家族以外に協力してくれる人が「いる」と答えた方は2割と低く、手助けが必要な人が近所にいるかとの設問では「わからない」が5割を超えています。

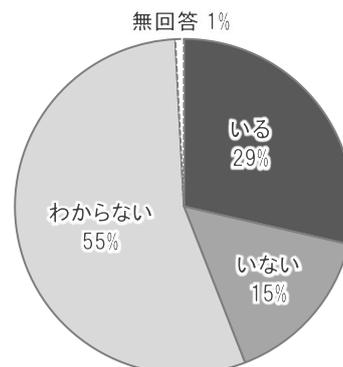
地震や台風等の災害時の避難に関して、不安を感じていることはありますか。
 (あてはまるものすべてに○)



災害発生時、家族以外に協力してくれる人はいますか。(1つに○)



災害発生時に手助けが必要な人が近所にいますか。(1つに○)



② 施策の方向性

台風や南海トラフ地震などの大規模な災害が発生した際には、その初期対策として地域での防災活動が特に重要であると考えられています。近所付き合いが希薄化する中で、市民の命と財産を守るためには、地域ぐるみによる様々な防災活動を展開していく必要があります。市内でも自主防災組織の結成が進められていますが、今後、さらに地域における防災体制の充実を図っていく必要があります。とりわけ、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への視点は重要です。

高齢者や障がい者、乳幼児など支援を必要とする市民にとって、本人や介護する家族が急病や事故にあったとき、また、火災や台風、地震など普段予想しない災害に見舞われるなどしたときに迅速な対応や避難ができるよう、支援、救援体制の整備が望まれます。そのため

には、身近な地域において、普段から地域住民の一人ひとりが支援体制を整えておくことが重要です。

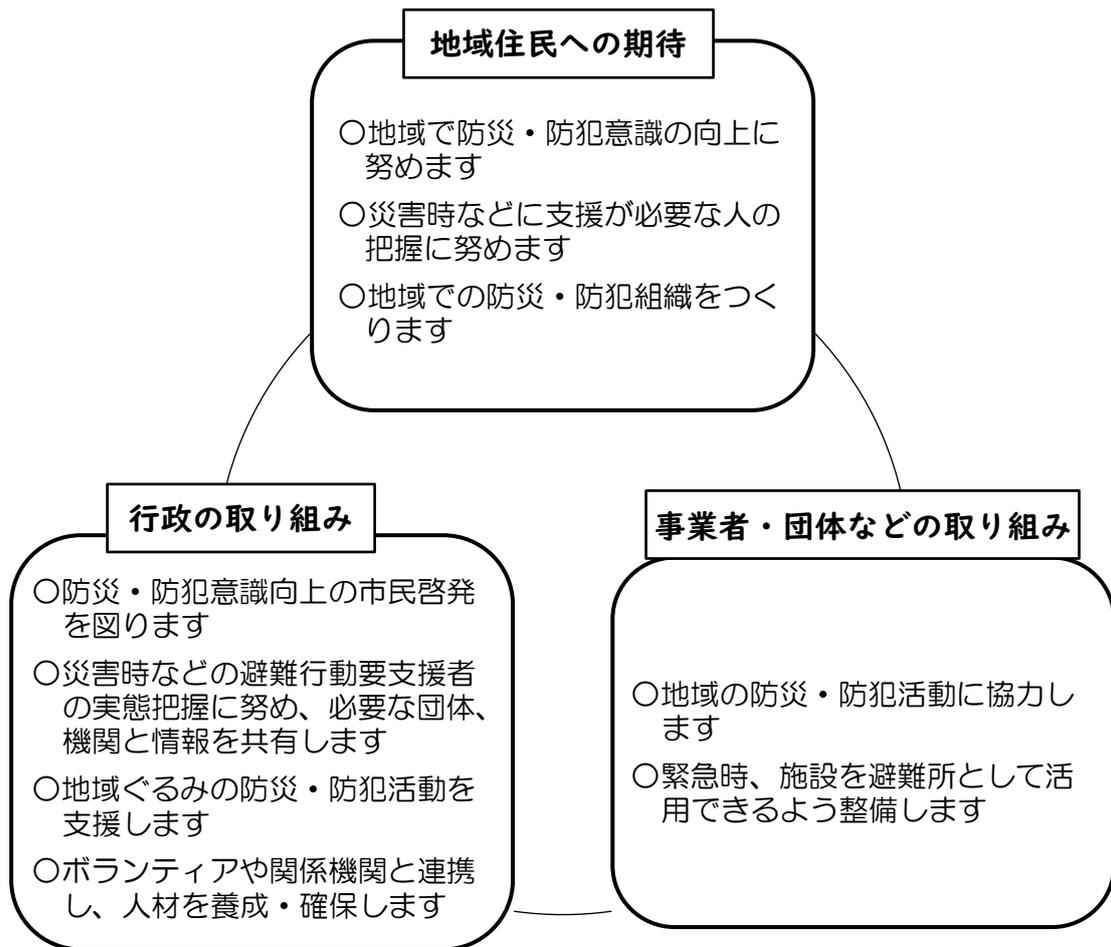
また、犯罪の増加傾向がみられる中で、地域の様々なつながりが身近な犯罪の抑止力として期待されており、地域における自主的な活動の広がりが必要になっています。

ほかに地域の問題としては、空家・空地や耕作放棄地を原因とした生活環境への悪影響があげられます。

生活に密着した暮らしの根幹に関わる防災・防犯を通じた活動は、「つながり」と「支え合い」の地域コミュニティの活性化をもたらすものと期待されています。

③ これからの取り組み

防災・防犯意識の向上を図り、防災・防犯活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ります



④ 具体的な取り組み

○地域ぐるみによる防災・防犯意識の向上

緊急時や災害時における防災・防犯の取り組みは、市民による支え合いが重要であり、「自分たちのまちは自分で守る」という市民意識の向上を図ります。また、情報伝達、避難誘導、救助、防犯パトロールなど地域ぐるみの防災・防犯の体制づくりを支援します。

○地域の自主防災活動の促進

地域の防災体制の充実強化を図るため、住民の隣保協同の精神に基づき自発的に結成された自主防災組織の充実と活動の活性化を支援します。また、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、近隣の自主防災組織と相互の応援協力体制を構築し、広範囲での防災活動を目指すため、四国中央市自主防災組織連絡協議会を中心に、市内自主防災組織が連携を図り、地域の防災力の強化・運営に努めます。

○避難行動要支援者の実態把握及び支援体制の充実

緊急・災害時において、高齢者のみで暮らす世帯や障がい者に対して十分な対応ができる体制をつくり、救助活動が迅速に行えるようにします。そのためには、支援を必要とする者の情報を適切に把握し、行政のみでは把握することが困難な情報は、民生児童委員などと連携して実態把握に努め、情報の共有を図り随時更新していきます。

避難行動要支援者に対する個別計画の作成を推進するとともに、サービス提供事業所などと連携し、災害時に必要な物資など備蓄の充実や指定福祉避難所の拡充などの支援体制構築に努めます。

○危機管理体制の充実

災害や犯罪などに関する情報の収集・伝達体制の強化や避難誘導などの情報伝達システムを充実するとともに、平時においても関係機関との連携を密にし、迅速に対応できるよう地域における危機管理体制の充実に努めます。

○ボランティアとの連携と人材確保

地域における防災・防犯体制をつくるために、ボランティアとの連携を深め、必要な人材を確保します。

○空家対策

地域の特性や住民の意向を踏まえた空家等対策を推進していくため、地域と協調できる地区別対応の枠組みの構築に努めます。

(3) 高齢者・障がい者などの移動手段や日常生活支援の充実

① 現状と課題

○市民の声から

アンケートでは、高齢者や障がい者の日常生活における移動に関する意見があり、日常の買い物や、高齢者の運転問題を心配する意見がありました。市では、公共交通を補完するためデマンドタクシーを運行していますが、利便性の面で改善要望が出ています。

民間事業者による移動スーパーなど、新たな取り組みが始まっていますが、今後、山間部における状況は高齢化、少子化による人口減少社会の進行と相まって日常生活の問題が深刻化することが予想されます。

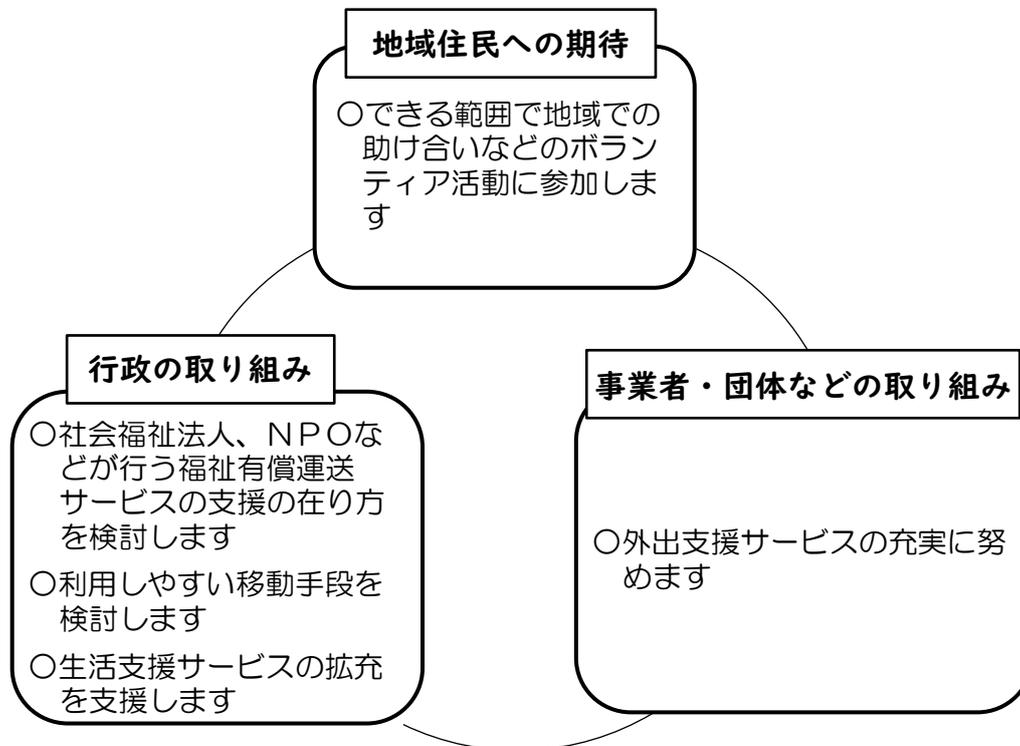
② 施策の方向性

高齢者や障がい者など移動が困難な人が、地域の福祉施設や医療機関などを利用する際の移動・移送に迅速かつ的確に対応するため、市民の協力や事業者のサービスを利用できる仕組みが求められています。福祉タクシー、介護タクシーや公共交通機関を活用した移動・移送手段の充実と合わせて、行政や社会福祉法人、NPO、ボランティアなど様々な担い手による移動・移送手段の充実を総合的に検討する必要があります。

日常生活の支援に関しても、公的な福祉制度やサービスでは対応できないところを、地域における助け合いの輪を広げていく仕組みが必要となります。

③ これからの取り組み

高齢者や障がい者などの移動・移送手段の充実を関係機関・団体と協働して総合的に検討します。日常生活の支援の輪を地域に広げていきます。



④ 具体的な取り組み

○福祉有償運送サービスへの支援

福祉有償運送サービスの提供に向けた準備を始める社会福祉法人、NPOなどの支援の在り方を検討します。

○利用しやすい移動手段の検討

高齢者や障がい者などの在宅生活を支え、社会参加を促進するため、引き続き現行の移動手段の維持確保を図るとともに、利便性向上や負担軽減などを検討します。

○愛ネットワークなど日常生活の支援充実

社会福祉協議会が行っている愛ネットワーク（地域における助け合いの輪を広げて、会員同士の互助による生活支援）が充実するよう支援します。

(4) 感染症対策の充実

① 現状と課題

○市民の声から

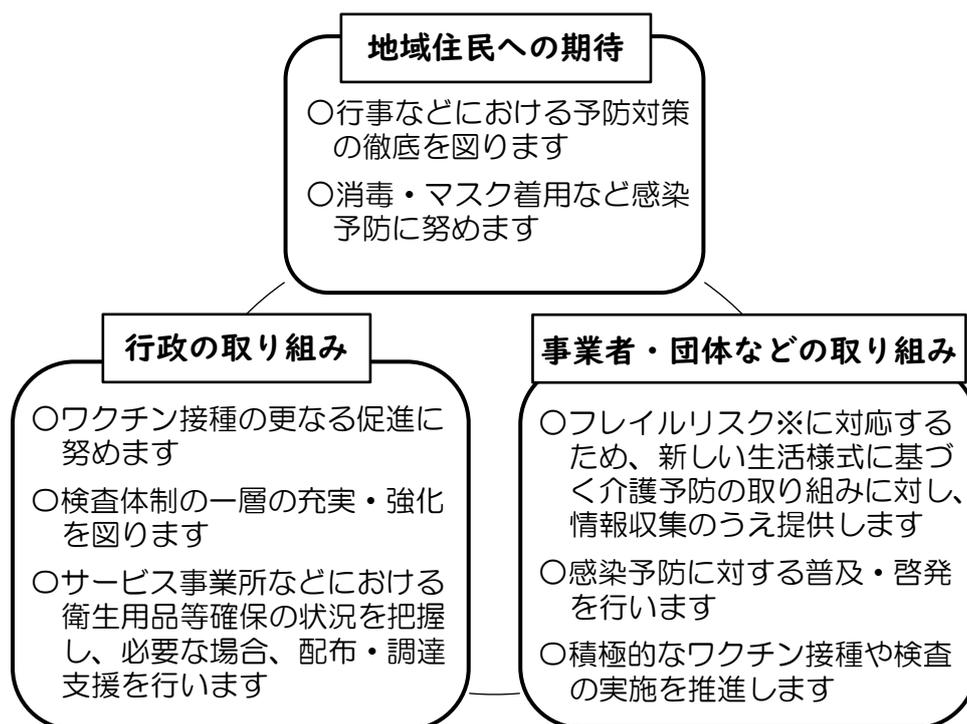
市民アンケートでは、「市内でも新型コロナウイルスの感染症への影響が多くみられる現在、人とのつながりが非常に大切に感じる事が多くなった」との意見があり、地域での交流が減少し、孤立を感じる方が多くなっています。感染症への対策と同時に、生活様式の変化に伴い、地域でどのように交流を図っていくかが課題となっています。

② 施策の方向性

新型コロナウイルスをはじめとする感染症は、特に高齢者や基礎疾患患者において重症化しやすい傾向にあり、地域で安心した生活を送るためには、保健・医療・福祉はもとより、地域住民や事業者・関係団体などが一体となって、連携・情報共有のうえ、発生及びまん延防止のため、様々な取り組みを行うことが求められています。

③ これからの取り組み

ワクチン接種の促進や検査体制の充実を図るとともに、新しい生活様式に基づく地域コミュニティの再構築・活性化を図ります。



④ 具体的な取り組み

○介護サービス等事業の継続に向けた支援

- 介護サービス事業などの継続的な提供体制を確保するため、従業者などへのワクチン接種の推進に努めるほか、予防的措置として検査（PCR検査・抗原検査）の積極的な実施を行います。
- 衛生用品などの確保状況を定期的に行うとともに、必要な場合の配布・調達支援を行います。
- 感染が発生した場合における事業所間の相互応援体制構築に向けた支援を行います。
- 予防的対応としてサービス利用を見合わせた場合の代替サービス確保に向けたネットワーク構築支援を行います。

○新しい生活様式に基づく社会参加の促進

外出自粛により懸念されるフレイルリスク※に対応するため、新しい生活様式に基づく介護予防の取り組みや住民の社会参加の在り方などについて、積極的に情報収集を行い、地域住民の方や地域活動団体などへの周知に努めます。

※フレイルリスク…加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下し、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害が懸念される状態

基本目標4 前向きな心が育つまちづくり

「前向きな心が育つまちづくり」を図るために、次の施策を推進します。

- (1) 社会参加の促進と就労支援の充実
- (2) 福祉教育・生涯学習の充実
- (3) 心のバリアフリーの推進
- (4) 支援が必要な人への対策の推進

(1) 社会参加の促進と就労支援の充実

① 現状と課題

○市民の声から

市民アンケートでは、「障がい者や高齢者の働く場の提供」、「自身が障がい者であり、孤立を感じる」など、地域の中での役割や場づくりについての意見がありました。

団体アンケートでは、「障がい者への理解を進めるとともに、地域の中で困っていること、期待していることを拾い上げ、少しでも福祉の中でできることを増やすことが重要であり、福祉の専門家だけでなく、住民一人一人が福祉への意識を持つための情報発信、地域とのパイプ役となる人材の育成が必要である」との意見がありました。

企業への啓発、地域ぐるみの取り組みなど、障がい者の就労、社会参加促進のための社会環境の整備が求められています。

② 施策の方向性

誰もが、地域社会の中で、社会の一員として生きがいと喜びを持って安心して暮らせるよう、また、地域や家庭で自立した生活が送れるよう、地域で積極的に活動できる地域環境づくりが求められています。高齢者や障がい者が住み慣れた地域で働くことを通じて、働く意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働ける社会をつくる必要があります。

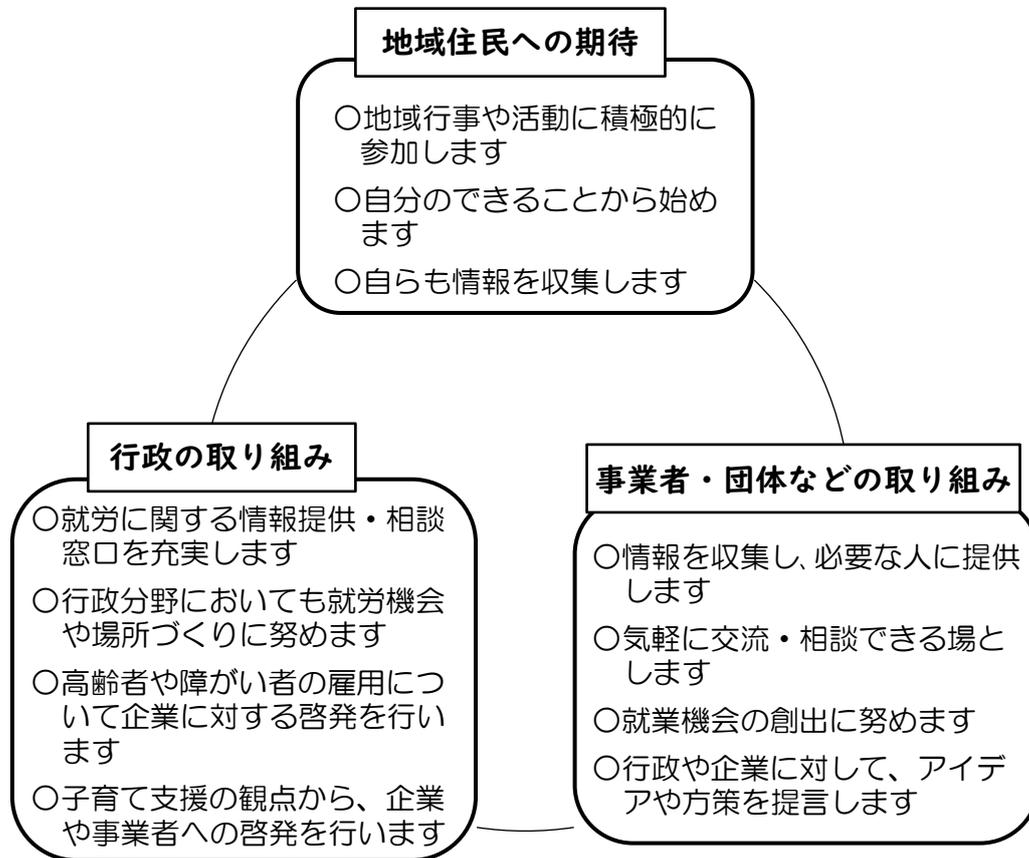
高齢者は雇用就業に対する能力や意欲が多様化する傾向にあることから、希望に応じて働く機会が確保されるよう、多様な雇用機会の確保に努めます。

障がい者雇用については、一定の事業所に雇用を義務付けていますが、事業所に対して法定雇用率遵守の働きかけを強めるとともに、職業訓練や職場実習の機会を充実させる必要があります。特に知的障がい者や精神障がい者のための、雇用機会の創出、支援の方法づくりを図っていきます。

また、ひとり親家庭・生活困窮者など個々の実情に応じた子育てや生活支援、就労支援の仕組みづくりも必要です。

③ これからの取り組み

誰もが、地域の一員として生きがいのある生活を送れるよう、社会参加や就労に関する情報提供や相談支援機能の充実を図ります。



④ 具体的な取り組み

○就労支援

高齢者、障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭などの就労を、自立と生活支援、生きがい活動の充実、地域社会の活性化の視点で支援します。

- ・ハローワークや関係機関、団体と連携し企業の理解と協力を求め、高齢者、障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭などの雇用など就労支援に努めます。
- ・一般就労が難しい障がい者の雇用対策強化のため、福祉施設や就労関係機関との連携により、就労継続支援を行う施設などを通じた福祉的就労の機会の充実に努めます。また、障がい者の雇用促進や合理的配慮について民間事業所への啓発強化に努めます。
- ・基本的知識や技能の習得、社会生活訓練、福祉サービス情報の提供や相談体制の充実に

努めます。

- ・高齢者の豊富な経験を活かし、能力を発揮して働けるよう、ハローワークやシルバー人材センター、関係団体と連携して就業機会の拡充に努めます。
- ・ひとり親家庭など個々の実情に応じ、仕事と家庭生活・地域活動が両立できるような生活支援、子育て中の親の再就職の支援や多様な就業形態の啓発に努めます。

○多様な社会参加の促進

- ・地域住民の方々の経験や知識、地域活動の成果が地域社会の中で活かされるような仕組みを検討し、地域社会の構成員としての役割を担い、地域福祉活動をはじめ多様な活動に積極的に参加することを支援します。
- ・学校や幼稚園、保育所、地域の社会福祉施設などと連携して、行事への地域住民の交流の場づくりを図ります。

(2) 福祉教育・生涯学習の充実

① 課題と施策の方向性

子どもから大人までが思いやりと支え合いの福祉の心を持ち、育むことは、地域福祉を推進するうえで重要となります。他人を思いやり支え合うという気持ちは、生涯を通して、福祉に関して興味を持ち、様々な体験を通じて培われます。家庭、地域、学校、社会教育と一貫した取り組みが必要です。ボランティア活動などの学習機会を多く設け、一緒に課題を共有し、解決の方法を探りながら実践していくことが求められています。

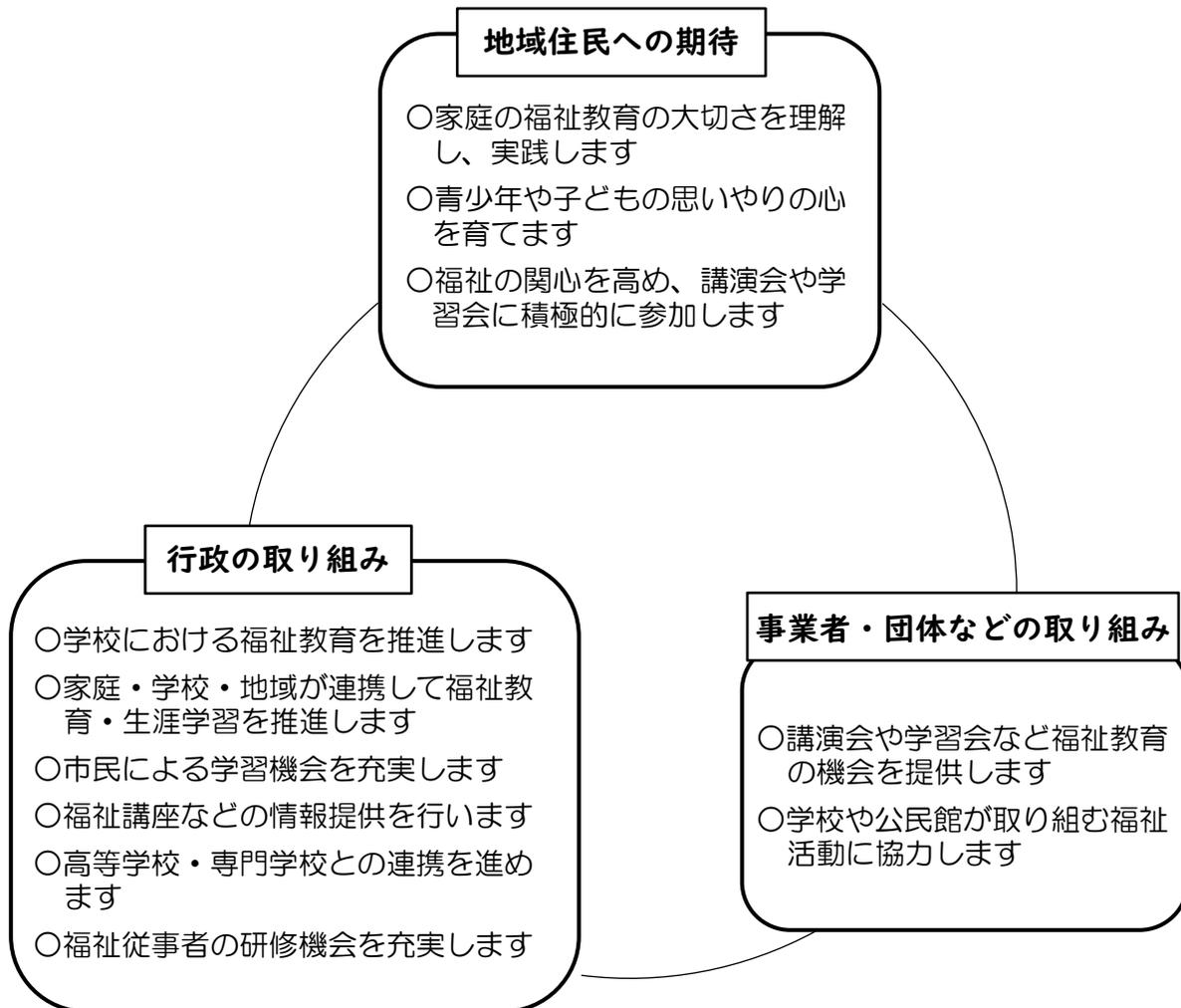
小・中学校における「総合的な学習の時間」での福祉に関する教育や公民館での福祉講座、世代間交流、子育て支援など様々な取り組みが行われていますが、さらに、家庭や地域、保育所・幼稚園・高等学校、福祉施設と連携して、市民の福祉学習の機会を充実させ、学んだ知識を地域の中で活かせるよう福祉教育・生涯学習を推進する必要があります。

また、福祉関連従事者の研修機会の充実を図ります。

② これからの取り組み

高齢者や障がい者、子どもとの交流、ボランティア活動体験、福祉施設での体験学習などを通じ、福祉教育を推進します。

市民一人ひとりが福祉に関する正しい知識の習得や、福祉に関する体験ができる生涯学習を推進します。



③ 具体的な取り組み

○学校における福祉教育の推進

総合的な学習の時間など、学校教育との連携を図り、ボランティア活動や高齢者・障がい者との交流活動を通じ、福祉の心を育む教育活動を推進します。

○特別支援教育の充実

学校を共に生きる社会づくり、人づくりの拠点として位置づけ、特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育の充実を図ります。

○家庭・学校・地域が連携した福祉教育の推進

人づくりは、家庭から始まります。家庭において親から子へ福祉教育をするために、次世代の健全な育成を目指す講座・学習の機会を充実させていきます。

また、地域の人材を講師として活用した授業の展開や福祉施設の訪問など、家庭・学校・地域が連携したボランティア活動や保育所・学校などにおける高齢者や障がい者との交流活動を通じ、福祉の心を育む教育活動を推進します。

○講座などの情報提供

社会福祉協議会、事業者、行政などが行う福祉に関する講座などについて、広報、ホームページにて情報提供を図ります。

○社会教育・公民館との連携

市内公民館の生涯学習と連携し、体験プログラムの企画・実施など市民の福祉意識を啓発し地域福祉を推進します。

○福祉従事者の研修機会の充実

県などが行う福祉に関する講演会、研修会の情報提供を図ります。また、開催場所や開催時間など、受講しやすい環境づくりに努めます。

(3) 心のバリアフリーの推進

① 課題と施策の方向性

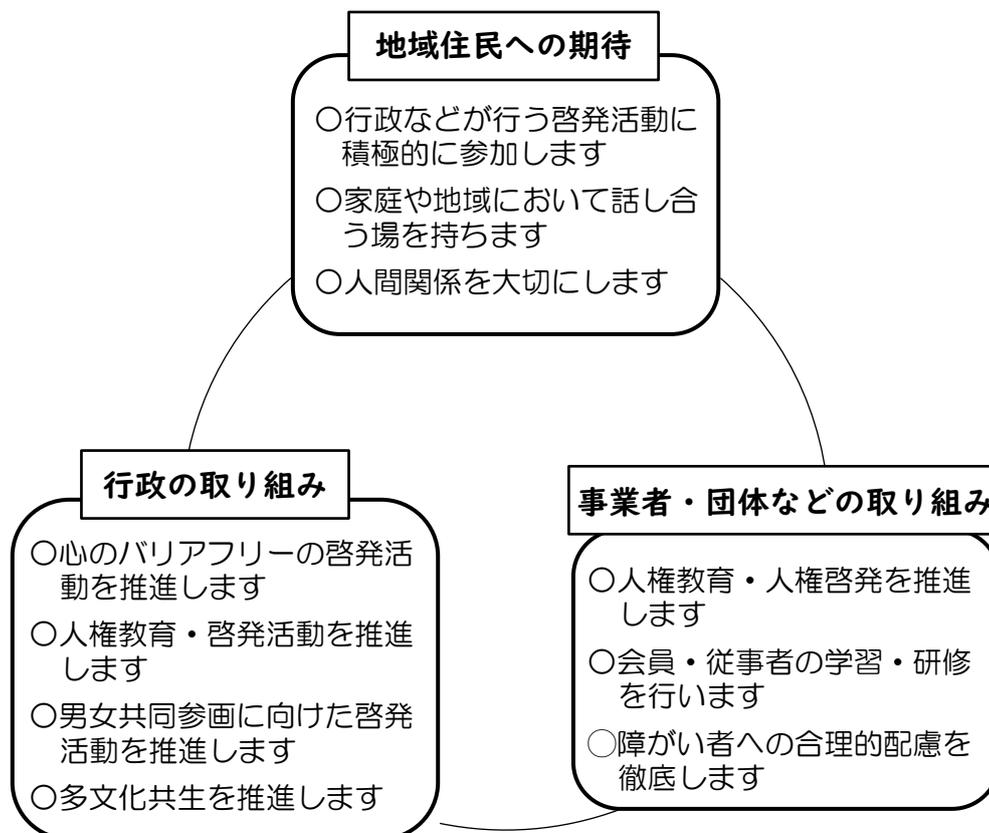
市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしを送るには、お互いに個人の尊厳を重んじ、その人が存在する価値を認め合うことが重要です。

しかし、偏見や理解不足などから、高齢者や障がい者、女性、外国人などに対する差別意識の存在は未だに解消されていない状況にあります。

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、すべての人の人権が尊重され、差別意識をなくし、支え合いの意識を持ってお互いに認め合える心のバリアフリーの実現に向けた啓発活動をさらに推進していく必要があります。

② これからの取り組み

個人の尊厳や人権が尊重され、差別や偏見をなくし、お互いに認め合える心のバリアフリーの実現に向けて、啓発活動を推進します。



③ 具体的な取り組み

○心のバリアフリーへの啓発活動の推進

高齢者や障がい者などに対して、差別や偏見がなく、安心した生活を送ることができる地域社会を目指した心のバリアフリーへの啓発活動の推進が重要です。令和3年5月に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、公布日から3年以内に事業者による障がい者への合理的配慮が義務化されるため、事業者への周知を推進します。

○人権教育・啓発活動の推進

人権問題について、一人ひとりが正しい知識を持ち、その問題解決に向けて個々が自主的に取り組むことができるよう意識の向上を図るため、あらゆる機会を通じて人権教育や啓発活動を推進します。

○男女共同参画意識の啓発活動の推進

男女が対等な社会の構成員として、共に責任を担う社会にするために、性別による固定的な役割分担意識の解消を推進します。

○多文化共生の推進

国籍や言葉、文化、生活習慣などの違いを尊重し、外国人市民の実情やニーズを踏まえ、外国人市民が安心して暮らせるまちづくりを国際交流関係団体と連携し推進します。

(4) 支援が必要な人への対策の推進

① 課題と施策の方向性

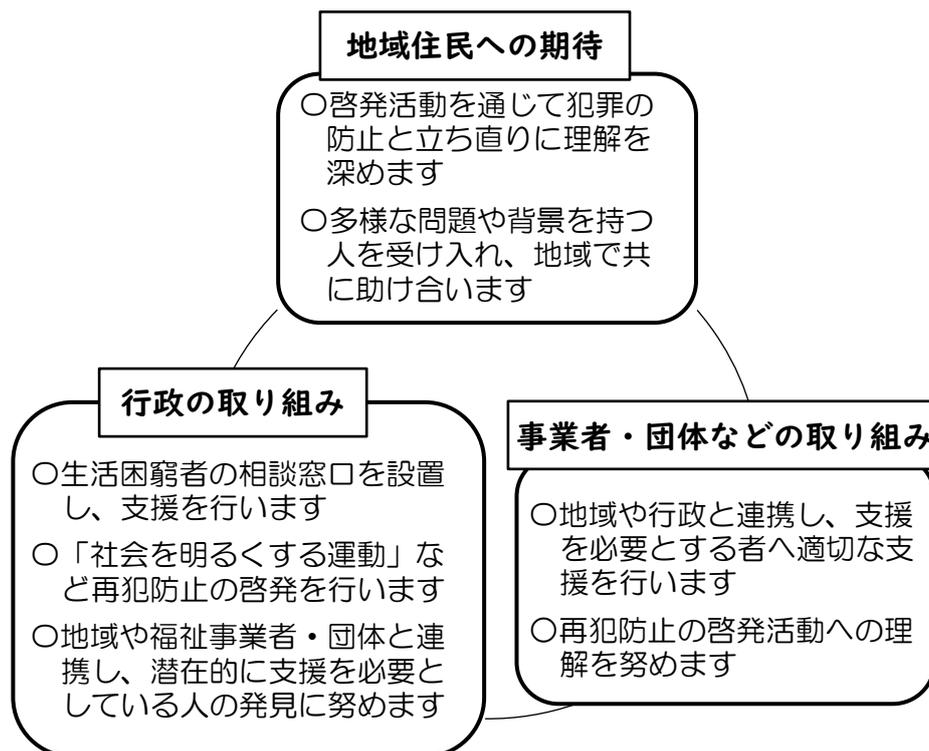
働きたくても仕事がないなど、様々な要因で困難の中で生活に困窮している方々に包括的な支援を行う「生活困窮者自立支援制度」が平成27年4月に施行されました。しかしながら、市民アンケートでは、9割近くの方が「内容はよく知らない」と回答していることから、制度の周知が課題となっています。

近年顕在化してきた「8050問題」、「育児と介護のダブルケア問題」、「子どもの貧困」、「ひきこもり」など、自ら支援につながるものが困難なケースについては、本人との信頼構築を図り適切な支援につなげることが必要です。

また、我が国の刑法犯の件数は減少の傾向にありますが、依然再犯者の割合は高い状況が続いています。犯罪の発生に至るまでには様々な要因がありますが、貧困や社会的孤立が犯罪へとつながるケースもあります。刑務所などの矯正施設を出所した者に対する支援とともに、社会復帰のために地域の一員として迎え入れる必要があります。市民アンケートでは、7割以上の方が社会復帰に向けて支援が必要だと回答しています。

② これからの取り組み

生活困窮、病気や障がい、複雑複合化した課題を抱えながらも自ら支援につながるものが困難な人の支援、犯罪を犯した人への立ち直りの支援など、支援を必要としている人を適切な支援につなげる施策を推進します。



③ 具体的な取り組み

○生活相談支援センターによる支援

生活相談支援センターでは、「生活困窮者自立支援法」に基づき、働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、再就職に失敗して雇用保険が切れた、あるいは社会に出るのが怖くなったなど、様々な要因により生活に困窮している方々に包括的な支援事業を実施します。

○アウトリーチ等を通じた継続的支援の充実

支援が届いていない人に支援を届けるため、関係機関とのネットワークを通じて潜在的に支援が必要な方の発見に努めます。また、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。

○社会への参加支援

社会とのつながりをつくるため、ニーズを踏まえた丁寧なマッチングや支援メニューを作成し、新たな環境への定着や受け入れ先との環境調整などの支援に努めます。

○再犯防止推進計画の策定

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪をした人などの社会復帰支援を促進するため、次のとおり再犯防止推進計画を策定します。なお、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけます。

(次ページに計画を掲載しています)

○四国中央市再犯防止推進計画

1. 計画の趣旨

全国における刑法犯の検挙者数は、平成17年から減少傾向にある一方で、そのうち再犯者が占める割合は、ここ数年5割近くとなっております。そのような中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。)が施行され、地方公共団体は、再犯の防止等に関して国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を策定、実施する責務を負い、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされました。その背景には、犯罪や非行をした人の中には、定職や住居の確保が困難な人や、貧困、孤独、疾病、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱えた人が、再び犯罪等を行ってしまうという実態があります。

そこで、犯罪をした人たちの社会復帰を支援することにより、安心・安全な地域づくりの実現を目指して「四国中央市再犯防止推進計画」を策定するものです。

なお、本項目を、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけます。

2. 再犯に関する状況

人口1万人当たりの再犯者数について、平成29年から令和元年までの平均値を見ると、刑法犯、取締法犯ともに、愛媛県、全国と比較して少ないものの、再犯者率は、刑法犯で平均52.6%、取締法犯では83.3%という数値になっています。

3. 基本項目

1	犯罪や非行をした人たちの更生自立につながる施策として、就労、住居、医療、福祉サービス、教育等の支援策と取り組みに関すること
2	更生保護支援施策の円滑な推進について、関係団体（行政、学校、更生保護関係団体、その他必要機関・団体）と連携、協力体制に関すること
3	改善更生を目指す者の相談支援に関すること
4	改善更生を目指す者が、自立しやすい社会環境づくりの取り組みに関すること
5	犯罪防止活動「社会を明るくする運動」、「再犯防止啓発月間」など、市民に対する理解と協力について、広報・啓発活動等の推進に関すること
6	四国中央地区保護司会、同地区更生保護女性会並びに民間協力者（団体）の連携強化と活動支援に関すること
7	保護司・更生保護女性会会員の安定的な確保のための支援、協力に関すること

4. 主な取り組み内容

区分	取り組み内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」への理解を深め、積極的に参加します。 ○四国中央地区保護司会及び同地区更生保護女性会の更生保護活動に理解を深め、その活動に参加・協力します。
共助	<p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を目指します。 <hr/> <p>(保護司会、更生保護女性会等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○四国中央地区更生保護サポートセンターを中心に罪を犯した人たちの立ち直りを支援するため、相談事業を実施します。 ○「社会を明るくする運動」などを通じ、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ○再犯防止推進計画を策定し、安心して安全に暮らせる社会の実現を目指します。《四国中央市再犯防止推進計画》 ○「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」等で、更生保護や再犯防止に関する取り組みについて、広報・啓発活動を実施します。 ○犯罪や非行をした人たちが地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関（松山保護観察所、松山法務少年支援センター、コレワーク四国等）や民間団体等との連携を図ります。

第3部 計画の推進

計画が目指す市民一人ひとりの向上を目標として、地域内の様々な団体や関係機関と協働した地域活動を積極的に推進します。具体的施策については、障がい者計画、成年後見制度利用促進基本計画、子ども若者未来応援計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康づくり計画、自殺対策計画、再犯防止推進計画など関連する個別計画や社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画との連携により推進を図っていきます。そのために、以下の項目を中心とした施策や事業を展開することで、計画を推進するための体制をつくり、地域福祉を推進する環境を整えていきます。

(1) 地域福祉推進体制の構築

地域福祉を推進する専門部署を、関係各機関の連絡・調整機能を持つキーステーションとし、行政、住民の自主活動組織、社会福祉協議会、保健・福祉・医療関係機関などとのネットワークを構築します。このような関係機関の連携により、地域福祉推進による市民の生活の質と満足度の向上を、あらゆる施策や事業の基本に据えた総合的かつ戦略的な事業を推進していくように努めます。

(2) 市民・事業者・行政の役割

① 市民の役割～地域福祉の担い手として～

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持ち活動に参加することが求められています。今後は地域福祉の担い手として、地域での活動に積極的かつ主体的に参加するなどの役割が期待されています。

○民生児童委員

福祉サービスや見守りなどを必要とする人たちに対して主体的な支援を行います。

○住民組織（町内会・自治会など）

町内会や自治会などは、これまで地域の中で重要な役割を担ってきており、住民が参加しやすい取り組みを通じて組織の整備、活性化が求められています。

○ボランティア・NPO

特定の目的のもとに集まった専門性の高い団体や人材として、既存の地域組織など地域内の人的ネットワークを持つ団体と協働して、地域活動の効果を高めていくことが期待されています。

② 事業者の役割～よりよいサービスの提供～

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、人材の育成、利用者保護及び権利擁護、事業内容やサービス内容の情報提供、他のサービスとの連携などに取り組むことが求められています。また、地域福祉のニーズに応える新たなサービスの提供や住民の福祉、地域活動への参加支援、福祉のまちづくりに積極的に参画していくことが期待されています。

③ 行政の役割～リーダーシップと調整～

行政には市民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的かつ効果的に推進する責務があるとともに、地域福祉推進によるまちづくりの調整及びリーダーとしての役割が課せられています。このような責務を果たすために、地域福祉を推進する関係機関・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るための調整役を果たすこと、市行政の各種計画をはじめとして、「地域福祉」の理念を活かしつつ、市民ニーズの把握と地域特性に配慮した総合的かつ効果的な施策や事業の推進に努めること、地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制を整備することを目指します。

さらに、地域福祉への市民参加の機会をあらゆる手段を通じて拡充するとともに、包括的相談支援体制や地域福祉活動拠点の整備、支援、情報提供の充実、新しい福祉コミュニティづくりのための環境整備などを推進します。

(3) 計画進行管理について

① 計画の進行管理

地域福祉計画が福祉分野の最上位計画であることを踏まえ、具体的な事業内容の評価については個別計画に委ねることとし、本計画の進行管理は、地域福祉計画検証委員会(仮称)を組織し、基本目標を軸に関連する個別計画の進捗状況の検証に加え、改訂時に本計画との整合性の確認を行います。(計画期間の5年間、毎年実施)

② 社会福祉協議会との協働

社会福祉協議会は、地域に密着しながら、地域福祉を推進するために様々な事業を行っています。社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図りながら、本計画を推進します。

(4) 計画の普及・啓発

本計画の内容については、広報、ホームページなどにより公表し周知を図ります。また、より普及を図るため、活動事例の紹介などを通じて理解と参加・協力を求めています。

資料

地域福祉計画審議会委員名簿

氏名	所属団体	分野
委員長 藤枝 俊之	四国中央市自立支援協議会	障がい
副委員長 篠原 徹	四国中央市介護支援専門員連絡協議会	高齢
石黒 忠則	しこちゅ〜ほこほこネット	児童
井原 佳代	四国中央市障害児等福祉審議会	児童
鎌倉 尊子	四国中央市老人クラブ連合会	高齢
藤田 弘子	小富士ボランティア団体	高齢
越智 義文	四国中央市障害者福祉団体連合会	障がい
石川 泰	新宮町地域づくり協議会	地域福祉
高橋 尚子	みしま乳児保育園	児童
高橋 惇	四国中央市社会福祉協議会相談支援専門員	障がい
鈴木 絹代	四国中央市食生活改善推進協議会	健康
佐々木恵子	四国中央市健康づくりサポーター	健康
鴻上 正	四国中央市自主防災組織連絡協議会	地域福祉
青木 和之	公募市民	
三谷つぎむ	公募市民	

地域福祉計画関連条文（社会福祉法より抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の

心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第一百五十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく

事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 八 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - 二 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
 - 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
- 八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - 二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）

を実施するに当たっては、母子保健法第二十二條第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三條第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■ 四国中央市基本構想 ■

<理 念>

市民一人ひとりのしあわせづくりの応援

<将来都市像>

四国のまんなか 人がまんなか ～人を結ぶ 心を結ぶ あったか協働都市～

■ 四国中央市自治基本条例 ■

<基本理念>

市民が主役の市民自治の確立

<まちづくり目標>

- (1) 互いに尊重しまちづくりに参画できるまち
- (2) まちの文化に誇りを持ち活力あふれるまち
- (3) 互いに助け合い安心して暮らせるまち
- (4) 自然を大切にし環境の保全及び創造に取り組むまち
- (5) 将来のまちづくりを担う人材育成に取り組むまち





第3次四国中央市地域福祉計画

令和4年3月発行

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市福祉部生活福祉課

TEL (0896) 28-6023

FAX (0896) 28-6059